

第八十回 参議院 地方行政委員会 會議録第十号

昭和五十二年四月二十一日(木曜日)

午前十時四十二分開会

委員の異動

四月二十日

林田悠紀夫君

和田 静夫君

補欠選任

金井 元彦君

山崎 昇君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

高橋 邦雄君

安孫子 藤吉君

夏目 忠雄君

野口 忠夫君

神谷信之助君

委員

井上 吉夫君

後藤 正夫君

増田 盛君

小山 一平君

志苦 裕君

阿部 憲一君

市川 房枝君

國務大臣

國務大臣
(國家公安委員長)
小川 平二君

政府委員

警察庁長官
浅沼清太郎君

警察庁長官官房長
山田 英雄君

警察庁刑事局長
鈴木 貞敏君

警察庁刑事局保
安部長
吉田 六郎君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

警察庁刑事局保
安部長
柳館 栄君

通商産業省生活
産業局文化用品
課長
井上 宣時君

本日の会議に付した案件

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(高橋邦雄君) ただいまから、地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨四月二十日、林田悠紀夫君及び和田静夫君が委員を辞任され、その補欠として金井元彦君及び山崎昇君が選任されました。

○委員長(高橋邦雄君) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○井上吉夫君 わが国は、銃砲刀剣類所持等取締法を制定いたしました。銃砲の所持を一般的に禁止をしている。このことがわが国の犯罪防止の上で大変大きな効果を発揮しているというぐあいに思ふわけですが、このことについての御見解と、並びに東京とニューヨークにおいての殺人事件の発生が数字の上でどういうぐあいになっているか、御説明をいただきたいと思ひます。

ガン(銃)の改造の状況につきまして、事犯別に、犯罪に使われた改造銃、そういうものが押収された数、並びに、これは推定でしかつかめないと思ひますけれども、大体全国に出回っておるモデルガンの推定数についてまず御説明をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(小川平二君) 昭和五十年におきます東京とニューヨーク市の犯罪を比較いたしますと、殺人では、東京が四百四十七件、これに對しましてニューヨークが六百四十五件でございます。強盗では、東京が四百六十六件に對しまして、ニューヨークが実に八万三千百九十件となつておるわけでございます。このように、東京とニューヨークを比較いたしました場合、ニューヨークにおいて犯罪がきつめて多い理由をいたしましては、もちろん人種問題もございまいし、国民性の問題、いろんな要素があるでございまいし、けれども、その一つとして、日本におきましてはニューヨークと比較して銃砲の所持規制が厳しいといふことが挙げられると存じます。

御質疑の後半の点につきましては、政府委員から答弁を申し上げます。

○政府委員(吉田六郎君) 昭和四十九年から五十年までの三年間に検査いたしました改造銃等を使用する犯罪は、殺人、強盗、傷害、恐喝の凶器犯罪だけでも、四十九年が三十五件、五十年四十九件、五十二年五十二件と、年ごとに増加してきております。また、これを殺人だけに對して見ましても、四十九年が二十七件、五十年三十一件、五十二年三十二件と、三年間で合計八十件に上つておる状況でございます。また、改造銃等の押収も最近急激にふえており、昭和五十二年は押収した総数千五百九十九丁のうち千二百二十七丁が改造されたものでございます。これは警察が押収し、鑑定の結果殺傷能力があるとされたものについてでございます。

いてでございます。このほか、改造中のものが若干あるほか、改造後暴力団員に販売されて押収できなかったものも相当数ございます。

最近、工具の改良ということもあり、貸し工場、地下の秘密工場等で相当大規模に改造されておりました。その数は検査事例によると年間五千丁以上になるものと推定され、九牛の一毛といふようなものではございません。

○井上吉夫君 ところで、最近の暴力団の武装化の問題について次にお伺いをしたいと思います。具体的には、この暴力団の武装化の傾向といふのはどういふぐあひになっているか。いま、押収された銃銃総数千五百九十九のうち改造銃が千二百七十七もあったといふ御報告をいただいたわけでございますが、こういう動向も含めて、武装化の傾向、さらに真正ガンであられるいはモデルガンであれ、こういうのが犯罪関係に使われるという場合は、ほとんどいふゆる暴力団の対立抗争といふものが大部分だと思ふのですが、こういうことによつて起こりました暴力団の殺傷数、並びに暴力団員だけでなく、一般庶民に対する殺傷といふか、被害が及ぼされていると思ふのですが、わかりましたらそういう区分けをしてひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木貞敏君) お答えいたします。まず第一の暴力団の武装化の傾向でございますが、この実態といふまじょうか、どういふ武装化の実態であるかといふことにつきましては、もとよりそれぞれの組織の最高秘密といひまじょうか、そういうことであらうと思ふわけでございます。正確な実態把握ということにつきましては、言いにくいわけでございますけれども、現象的にいろいろの事犯、さらにまた検査事件を通じましていろいろの点が推測されるわけでございますけれども、そういう点から申し上げますと、一つ

は、先ほどおっしゃいましたような拳銃の発砲事件が非常に増加しているというところが一つ挙げられます。暴力団犯罪の中でわれわれとして最も危険であるとして注目しております拳銃、猟銃、こういったものを使った発砲事件の推移がどうなっているかというところを見ますと、昭和四十八年は年間五十件にすぎませんでした。ところが、四十九年になりまして九十二件、翌五十年になりまして百七十九件というところで、非常な増加の仕方でございます。こういう傾向を受け継ぎまして、警察庁としましては、全国の都道府県警察と力を合わせて、五十一年の秋からいわゆる第三次頂上作戦というものを銘打ちまして取り締まりを強化したわけでございますけれども、その効果もあらわれたとは思いますが、しかし、昨年一年間の発砲事件が百十八件ということで、若干のダウンを示したということでございます。この百十八件の中で拳銃が使用されたものは、実際には相当警察がマン・ツー・マン的にいろいろ幹部級を尾行、張り込みをしまして不法事犯を起こさないようにしておるということで、まあまあこういう数字に抑え込んでおるんじゃないかなというところが一つでございます。

それから二つは、暴力団の対立抗争事件の中に占めます、拳銃等を使用して不正事件を起こしておりますが、この件数が非常にふえておるというところでございます。昨年一年間の暴力団の対立抗争事件、これが六十六件発生しておりますが、このうち拳銃等の使用された事件が四十一件でございます。全体の六二%、過半数がやはり対立抗争事件で拳銃が使われておる。対立抗争事件が最も多いのが昭和四十五年でございます。この際は拳銃使用事件はたかだか十八件でございました。すなわち、対立抗争事件の中で拳銃使用の占める比率が一四%にすぎなかったわけですが、昨年は六二%に非常に比率が上がっております。この事例から見ても、拳銃の暴力団内における比重といましようか、意義が、彼らのこれに頼る、何といましようか、依存度が非常に強い

ということがわかります。

それから三つ目は、暴力団からの拳銃の押収の数でございますが、いままでもそれぞれ御紹介しているように、年々増加しております。拳銃等の押収の数の推移を見ますと、昭和四十年は七百丁でございました。これがピークでございまして、逐次減少しておったのでございまして、モデルガンを改造してつた改竄拳銃が密着されるようになってきて次第に増加してきてまして、昭和四十八年には千丁を超えてきたことになり、翌四十九年には千七百丁、五十年には千四百一十一丁、昨年は戦後最高と言われまして千五百九十九丁、先ほど保安部長から説明のあったように千五百九十九丁の戦後最高というふうなところになっておるわけでございます。そのうち暴力団から押収した数でございますが、これが全押収数の約九〇%を占めておりまして、押収した拳銃のほとんどは暴力団員が関連を持っておる、関係しておると、こう見ても過言ではなからうと思っております。

いま申し上げました三つの点から申しまして、暴力団の武装化は相当進んでおるというふうに考えられますので、警察といたしましては、今後ともこの拳銃を摘発する、これが最も最重要点でございます。今後とも暴力団の取り締まりを強力、継続的に実施してまいりたいというふうに思っております。

それから御質疑の、こういった事例を通じていろいろ負傷者、死傷者が出ておるわけでございまして、残念ながら、彼ら暴力団同士が危害を加えるというところにとどまりませんで、何ら関係のない一般の方にも迷惑をかけておるというふうな状況が出ておるわけでございまして。すなわち数字的に申しますと、暴力団による拳銃等銃器発砲事件、これが四十八年には五十件、四十九年九十二件、五十年百七十九件、五十二年百十八件。先ほども一部数字を申しましたが、こういう傾向になっておりますけれども、こういった銃器の発砲事件によりま

して死傷した被害者の数は、過去二年間だけ見ますと、五十年中が九十二人でございまして、死者が二十二人、負傷者七十人、昨年一年間では八十九人死傷者が出ておまして、死者が二十五人、負傷者六十四人でございまして。そのうち、暴力団と全然関係のない一般の人は五十年で死傷者が十六人でございまして、死者二名、負傷者十四名、昨年は十四人でございまして、内訳は死者が五人、負傷者が九人、こういうふうなことがございまして、いわば行きずりの一般の人が巻き込まれておるようなケースも散見されるというふうな状況でございます。

またさらにそれに、そういった一般の人に対する被害も含めまして、真正拳銃と改造拳銃がどういふかところで使われているかということでございます。統計的なものを私の方でとっておらないわけでございますけれども、これは正確な改造、真正の区別をしておりますけれども、一応いろいろの事例から見まして、ほぼ、拳銃の押収した数から見ますと真正拳銃が一対しまして改造拳銃が二の割合、一対二の割合になっておりますので、こういった点から推定しますと、こういった抗争事件における真正と改造拳銃の比率も大体一対二ぐらいの割合で、やはり改造拳銃の方が多く使われておるといふふうに一応推定されるわけでございます。

いずれにしても、これら対立抗争事件による被害者、大変多数の方が亡くなっておるといふなことでもございまして、とにかくこの銃器の取り締まりということにつきましては、先ほど大臣が申されましたように、日本の治安のよさというところについて、やはり規制が非常に厳しいということがあつて、力がありますし、また、そういう面でも外国人が東京その他日本の治安について見た場合に異口同音にこの点を称賛しておるといふのが、われわれ実務に携わっておる者の絶えず聞くことでございます。

以上のような大体的状況でございます。○井上吉夫君 大体いままで御質問したことによりまして、拳銃使用の状況なり、あるいは暴力団

の武装化の傾向なり、あるいは拳銃による殺傷事件、それらの推移、そういうものが大体わかりました。

ところで、いままでの質疑応答を通して考えられますことは、現実に改造拳銃がかなり大きな比重を占めている。一対二という数字が完全に正確であるかどうかは別にいたしまして、真正拳銃を上回る改造拳銃が暴力事件に使われている、犯罪の非常に大きなウェイトを占めているということが明らかになったと思っております。

一方、十九日に参考人の意見もいろいろお述べをいただきましたし、前回の委員会の質疑応答の中にもいろいろあったわけでございますが、もう一つの側面は、いわばモデルガンの愛好者に対する配慮の問題、並びにこれらのモデルガンの製造業者の生活権を保障し保護していくというそういう側面、このことは、憲法におきます人権擁護の基本的立場に徴するまでもなく、十分に配慮されながら、その中でできるだけ犯罪を少なくする体制をどうやって求めていくかという論点を中心になつて展開されたというふうに考えるわけであります。

そこで、この前も若干の御説明をいただいたわけでございますが、従来、自主規制という形で大部分の業者がお互いに自主的な規制をして、いわゆるS mマークという形でお互いに自粛しながら製造を続けてきた。これが守られる限りにおいてはさしたる問題はなかったやに聞かれてございまして。どちらかと言え、これらの組合員で自主規制の枠組みの中に入らない、いわばアウトサイダーという方ができるだけ本物に近いものをつくらうと、そういうものが改造がしやすいものという形になつていくというぐあいに考えられるわけでありまして、従来のいわゆるS mマーク、S mというもののあたりがつくられてきていて聞いたわけでございますけれども、そういう自主規制を受けて総理府令を定めようとしておるわけでございますが、予定されます総理府令の中身と比

較した場合に、従来の自主規制による拳銃と内容的にどういふ違いがあるかという点を御説明を願いたいと思います。

○政府委員(吉田六郎君) 改正法に基づく総理府令は、現在組合が行っております自主規制の内容をおおむね取り入れる考えでございますが、改造例が出るなどしている機種につきましても、若干手直しと申しますか、強化したものが適当であるというふうな考え方をとっております。また、最近小銃、弾銃等に類似する、いわゆる長物も改造されてきておりますので、今回の総理府令では、新たに長物についても拳銃の改造防止措置に準じたものを規定することによりまして、御座いますので、新たに長物が加わるという点はこれまでの自主規制と違ふ点でございます。

○井上吉夫君 ただいま御答弁をいただきましたが、大部分の点については現在自主規制しているものと変わりが無いという御説明だったと思えます。ただ、若干の強化という点でございましたので、その若干の強化の部分の説明。長物については従来対象になっていなかったというのでこれを加えたという点で理解できますので、今回の若干の強化の部分の説明。さらに、ただいまの説明で従来の自主規制のものとはほとんど変わりが無い、それ以上の強化を考へていない、若干の強化の部分については後も御説明をいただきますが、ほとんどの部分について変わりが無いという御説明をいただきましたので、元来いろいろ議論が展開されておりましたに、現行法に基づいても行政指導を強化することによって足りるのではないかという議論もありました。そういうことと対しての疑念を解きほぐすために、いま御説明をいただいたように、そう大筋においてかわりがないという、そういう状態であるにもかかわらず今回新しく改正案を提案されるに至った経緯、内容について御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(柳館栄君) 最初に、若干強化される部分がある、それについての内容の説明を願いたいという点でございますので、その点につきま

てお答え申し上げたいと思ひます。
モデルガンは、私も大きく分けまして回転式、これが現在の生産量の七割を占めているわけでございます。これにつきましては、従前から申し上げておりますように、S・Mを取り入れてまいるという点でございます。

それから自動式でございますけれども、この自動式が二つに分かれるわけでございます。私どもルガー式と、もう一つはライマ式とこう呼んでおりますけれども、この二つがあるわけでございます。そのルガー式の方は銃身とフレームが一体になっていゝものでございまして、これも従前の自主規制のままやうてまいりたいと——ままといいますか、従前の自主規制の方向でやうていく。弱いと申しますのはライマスタイルのものでございまして、これを銃身とフレームが離れるものでございまして、分離できるものでございまして、これにつきまして従前改造例がございました。ちよつといまのフレームと銃身が離れるといひますのは、(資料を示す)こういふ、これがフレームでございます。いま、これが銃身になるわけでございます。これがこの中にこの納まりましたときにこういふ形になる。これを分解しますとこういふやうに離れるわけでございます。で、改造しますのには、こういうものでございまして、これは比較的改造されやすいという点が一つあるわけでございます。従前のやり方は、これをつくつてやる。それでもう一つは、このフレームのこのスライ

ドの部分に、これが撃針装置といひますか、撃針が取りつけられないやうになつてゐるわけでございますけれども、これを高速度カタパルトでさつと切りまして、そうするとそれが取れてしまふわけでございます。取つた跡に撃針をつけ加へると、こういふことをやうておるわけでございます。これを何とか防ぐ方法はないかという点で、現在これをめつとこの部分の肉厚を薄くすることにより、さらにこの部分を張り合わせするということによつてかなりの効果があるのではなからうかといふのとこを考へておるわけでございます。それ

てなおこれ以上の、私がいま申し上げましたこと以上の何らかのいい方法があれば、さらにまたさういふものを取り入れてまいりたいと、こういうぐあいに考へておるわけでございます。

○井上吉夫君 本改正案を提案するに至つた経緯についての説明はありませんでしたけれども、しかしながら、そのことはもう結構です。結局、こういう事件の発生が非常に多くなつたし、改造事例といふのがどんどんふえてきたという点に對する措置だといふぐあいに理解できます。

で、いま強化部分についても御説明がありました、回転式については従来の自主規制によつて十分、それ以上の強化を考へていないし、ルガー式についても同じだ。ただ問題は、銃身とフレームが分離できる一番改造しやすい方式について強化するといふことでございまして、大体その改正案を出すに至つた経緯も、以上の、従来の質問なりいただいた説明で理解できました。

最後に、もう時間も余りありませんので、国家公安委員長にお伺いをいたしたいのであります。これは、もう一つの論点は、私がいままでの質問の中にも若干触れましたやうに、できるだけ犯罪を少なくしなけりやならぬ、そのことのために、第一義的にはもつとこの警備なり捜査なり、あるいは暴力団鎮圧のためのもろもの体制といふものを強化するといふことが一つの方法だと思ひますが、それらを実施するに、やはり根拠となるべき法律といふものが基準になつて捜査なりもろもの警察活動といふものが展開されるわけですから、これはこの改造事例もふえてまゐるという点になりまして、全体のモデルガンの数字の中に占める改造拳銃の数の数といふ、そういう算術計算をするといふは九牛の一毛といふ表現が当たるかもしれないけれども、しかし、現実犯罪に使われております数といふのが、いままでの説明を聞きますとかなりふえてきてゐる。そしてしかも殺傷事件の非常に大きな部分がいわば真正拳銃なり改造拳銃を含めるこ

う銃器によつて起こつてゐるということになりま

すと、私は当然これはそれに対応した規制ができるための立法措置といふものが背景にあつて、それに加えて警察体制といふものが十分に整わなければ万全を期したい。このことは、当然のことではありますけれども、もう一つの論点が、過剰な議論されておりましたように、このことによつて、このモデルガンの製造によつて生計を立ててゐる業者といふものに決定的なダメージを与えるやうなことがあつてはならない、あるいはモデルガンを愛好するいわゆる愛好者の嗜好なり趣味といふものを、このことによつてきわめて厳しく規制するといふことを避けなげやならぬといふことが一つの論点として言われると思ひます。

そこで、法律と総理府令の關係につきましては、現行の二十二条の二について見ます場合に、大体体系として同じやうな形だと思ひます。今回の二十二条の三といふ新しく改正する部分については、ほとんど体系としては同じやうな形だといふぐあいに私は理解をいたしますが、問題は、法律につきましては国会の審議の場があるわけでございますけれども、総理府令については行政府において決め得るものでございまして、いま申し上げましたやうな憲法十三條に言う個人の尊重の問題なり、あるいは二十二條に言う個人の自由なり、あるいは財産権の問題、あるいは職業選択の自由なり、あるいは財産権の問題、そういうものを十分に配慮して総理府令は定めなげやならぬといふことが基本だと私は考へます。

そこで、最後に大臣にお伺いをいたしたいのであります。この法律が通りましました場合に決めるやうとする総理府令につきましては、基本的にどういふ態度を持つて総理府令を定めようと思ひますか。いま私が質問の途中で申し上げました基本的考へ方といふものを十分尊重しながら、あくまでも人権なり、そういうものをに抵触しない十分な配慮といふものを基本に置いて定めるといふお考えをお持ちかどうか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○國務大臣(小川平二君) 現在相当多数のモデル

ガンが発射機能を持つ拳銃に改造されておるといふ事態にかんがみまして、改造を著しく困難にする上において効果のある最小限の規制をしようというものが改正の趣旨でございます。御指摘を待たずとも、製造業者あるいは拳銃の愛好家に對しましては、過大な負担になりませんように十分な配慮をいたすつもりでございます。

さらにまた、この総理府令の委任の範囲でございますが、これは金屬製であること、拳銃等に類似した形態であること、撃装装置を持つてゐること、この三つの条件を備えたものにつきまして、「改造することが著しく困難なもの」という非常に狭い範囲について委任をしていくことになりまゐるので、これは必ずしも広過ぎる委任であるとは考えておらないわけでございます。

○野口忠夫君 初めて御質問申し上げますので、改めて聞くのもなんですけれども、一応確認の意味で、今度の銃砲刀剣類所持等取締法の改正点とその改正を必要とする理由、これは提案理由の説明等にありましたが、改めて伺いたいと思ひます。

○政府委員(吉田六郎君) 最初に改正をいたしましたという理由でございますが、これは、最近における暴力団の拳銃を使用する事案、これが大変ふえてきておる。しかもその中で改造拳銃が多数を占めておる。また、非常に暴力団を模倣いたしましても、銃器の關係の罰則が弱いというような關係から、取り締まりをやりましてもすぐまた舞いつつてくるというような実情にかんがみまして、暴力団対策の一環といたしまして、モデルガンに對する若干の規制それから罰則の強化ということを中心として今回御審議をお願いするということにいたしました次第でございます。

○野口忠夫君 若干の規制ということをおっしゃったんですけれども、今度の改正案の要点は販売を目的とする所持の禁止、これは若干ではないのではありませんか。いわゆる真の理由は、暴力団の取り締まりをしてきたがなかなかできない、そして改造ガンというものが近ごろ大分使われるよう

になつてくる、その大もとである改造ガンとなるようなものをつくる業界、この業界に對してある規制をしなればならないという考えが基本的な改正の理由になつてゐるのではなからうか、そういうふうに考えるわけですけれども、今度の改正の要点は、自由主義經濟の中における自由な販売の行われてゐる今日の日本の業界の中に、その業界を今日の状態の中で規制をしないと困るということになつてきて、業界に對する規制というふうなことを意圖した改正要点であると、こういうふうなことを考えてゐるわけですけれども、これは間違ひありませんか。

○説明員(柳館榮君) 今回の改正は、提案理由の説明等でも申し上げておきましたのでありますけれども、罰則の強化と、それから販売目的の模倣銃の所持禁止ということでございます。これを提案しました理由は、暴力団の力の根源といひましようか、そういうことが銃器に非常な負つておるわけでございます。そしてその銃器に負つておるその銃器の供給源はどこにあるのかといひますと、一つは真正拳銃でございます。これは製造され、あるいは輸入されるものがほとんどでございます。もう一つの供給源は、モデルガンからの密造であるということであるわけでございます。そしてこの二つの道を閉ざすことが暴力団の武装化を弱める、あるいは弱体化する大きな力になると、私もそれはそう考えたわけでございます。したがつて、輸入であるとかあるいは密造であるとか所持であるとかといふものに對しては、嚴罰をもつて臨むということも考えておるわけでございます。その一環として販売目的の所持といふものを禁止するということにいたしましたわけでございます。そういう改造可能な模倣拳銃が出回らない、全然出回らないという実態があるならば、別に今回の改正をする必要はなかつたわけでございますけれども、その実態があるということ、その実態があれば販売目的の所持という限度内において法律改正をお願いするのはそう不当なものではないに、むしろ適當なものである、こう考えておつ

たわけでございます。○野口忠夫君 暴力団の側からいふ供給源ということとはわかるのですね、供給。それは需要源ではないだらうかと思ふんですね。暴力団は求めようとする源にある。この模倣拳銃、模倣拳銃です、これをつくつてゐる方は暴力団の供給源としてつくつてゐるのではなからうかと思ふんですね。あくまでも、国民の中にある模倣拳銃を愛好してゐる趣味、その中で売れるであらう、そして生まれてくるであらう利益、そういう業を通じて、やっぱり一つの公正なモデルガンとして認められてゐる商売をしてきたんだと。そういう商売をしてきた人を、今日の状態の中でこれを供給源として取り締まらうとする態度は、これは非常に間違ひてゐるのではなからうかと思ふわけですけれども、そういう供給源ではなくて、たまたまそれを改造して、そして自分たちの都合のいいようにこれを使用してゐる。需要源にはなつておるでしょう。そういうものに使用してもらつたために業者の方々は決してつくつてきたのではないと思ひます。この供給源という言葉をですね、ちよつとあなたのお答えに對して申し上げることになつてあれすけれども、文章にも供給源という言葉があるわけですよ。そういう認識でやつていく一体こういう規制が、今日の日本の社会の規範の中で許されるのかどうか、ちよつとその点疑問なんですけれども、お答え願ひたい。

○説明員(柳館榮君) 私が供給源と申し上げました意味は、客觀的にモデルガンが改造されてゐるという意味において、それが利用されるという意味において供給源であるということを示し上げた趣旨でございます。決して業者その他が供給の目的でそういうものをおつくりになつてゐるという趣旨で申し上げたことではございませんので、御了承をいただきたいと思ひます。

○野口忠夫君 非常にそれは問題なんです。そういう言葉が不用意に使われる中に、何かそういうものをつくつてゐる者は罪人なんだと。その方が罪人ではなくて、それを改造して使用してゐる

者が罪人なわけですね。改造可能性のあるものをつくつてゐる者を、これを取り締まりの対象でやるべきなのか、それともお願ひをして、話し合ひでやるべきものなのか、この辺のところは、供給源としてみなされれば当然取り締まりの対象になります。しかし、意圖は別なところであつて、たまたま出してやつたものを改造してやる者があつた。そういうものが直接的原因になつてこちらの方々がやられる場合、これを供給源だといふ犯罪者みたいな考えでこの問題を律しようとする中に、今日この起つてゐる問題の根源があるのではなからうかと思ふんです。結果的に言へば、警察権というものが国民の生活権の中にまで入つていかなければならない、それができないんだといふことがこの法改正の中に含まれてゐるのではなからうかといふことを、だから、一方で暴力団のそういうことに対してなくしたい、私もそう思ひます。今日、平穩な、安全な毎日の国民の生活を守つていくために、今日の社会的情勢は余りにもひどい。大きなビルディングの中から爆弾が吹っ飛んでくる。白昼堂々と街路の中で拳銃の撃ち合ひをやつてゐる。こういう中で生きてゐる日本の国民にとつては、そういうことを改めたいと思ふだらうと思ひます。しかし、一方、それを取り締まる警察権力、国家権力といふものが、毎日生活をしてゐる国民の生活の部面にまでその手を及ぼすような考え方を持たれてくることについて、先ほどからお話ありましたような憲法事項に違反するのではないかと申して裁判に訴へ出すような問題も出されてくる。私は、一応訂正なさいましたからわかるのですけれども、その言葉はここでお聞きしたいと思ふのですけれども、私がここで單なる質問をしあなたの方からお答えをいただいて、その場一時間なら一時間の間を過ぎせばいいというような気持ちで質疑のやりとりをやつてゐるような国会では、国民の信頼は取り戻せないだらうと思ふわけでありまゐります。だから、揚げ足を取つて済まないようですけれども、しかし、根本的に、供給源であるといふような物の言い方

でこの法改正をしようとする態度については、非常に、国民主権という日本の憲法の考え方に対してのやっぱり警察の認識が、すべての国民を敵にしなければいけないじゃないですか、それではそういう認識では、警察は、国民を敵にするものではなくて、国民を味方にするべきものではないから。こういう考え方をされるような、前々からの御発言に対してそう思っておりましたので、その点でひとつ、先ほど御訂正になりましたが、供給源というような言葉は今後お使いにならないようにしていただかないと、審議の対象にならないのじゃないかというように思っております。

国家公安委員長にお聞きしたいのですけれども、昭和三十三年から日本の国民は拳銃、銃器というものを所持することを禁止されている。そういう法律ができています。その間、これが何度か何度も改正されたが、今回の提案理由の御説明には、暴力団の事犯はまことに激増、銃砲使用犯罪はますます激増、そして改造ガンの数は目に余るような状態になってきた。一体、三十三年に制定した法律というものは、現在までの間、そういう事犯を累増させながら過ぎてきたのではなからうかと思うわけでありまして。前後何回か改正が行われております。そうして何回か改正された中で、さらに皆さんの話を聞きますと、そういう事犯は累増の一途をたどってきているから今回また改正をしたいという、こういう皆さんの提案の理由になっているわけでありまして、一体これ、こういう法律によって規制しようとするところについての限界が、一向少なくならないで増加してきて、改正に改正を重ねてまた改正をする、この辺のところは今日の社会の問題に対して何か法改正だけではどうにもできないような問題が所在しているのではなからうかというふうに思うのであります。国家公安委員長としては、その辺のところ、どう御判断を持っておられますか、お聞きしたいと思うのです。

○国務大臣(小川平二君) この問題につきまして

は、繰り返してお耳に入れておりますように、業界の自主規制に期待をしておったわけでございます。ある程度の効果は上がったわけでございまして、一口に申しますれば、自主規制に限界がある。事は貴重な人命につながる非常に大事な問題でございまして、自主規制の内容と先ほど申し上げましたようにほぼ同様の規制を、罰則を伴う法律によって実行しようというのが今回の改正の趣旨でございまして。

暴力団につきましては、取り締まりの当局が総力を挙げてこれを根絶するために努力をしておるわけでございまして、これまたかねてお耳に入れておられますように、ピークのとこに比べてございまして、これを半減をいたしておるわけでございまして。しかし、これを完全に一挙に根絶するということは、どのように努力いたしましても不可能でございまして、反面におきまして、今回の法律規制によりまして、暴力団等が改造可能なモデルガンを手に入れたことを困難ならしめたいというのが今回の改正の趣旨でございまして。

○野口忠夫君 私の申し上げていることは、法を改正することによって一体この問題は解決していくのかどうかということをお聞きしているわけなんです。改造モデルガンの点についての話し合いが非常にいま出ているわけですが、実は何か社会的な一つの現象と警察というものは、シソーゲームをやっているような感じがしてならないわけなんです。ある規制をする、またそれがこっちは抜けてくる、また規制をするというふうな、こういうシソーゲームを繰り返している。今回の法改正、これで五回目ですか。そして一向なくならない。委員長の答弁で言いますと、この法改正をやっても、そういうことはどうもすぐにはなくならないであろう。私は今度の法改正によつてこうした事犯は根絶できる、ないしは大体そういうことはなくなるところまでいける、こういうような自信を持ちながら今度の改正案を出されているのかどうか、その辺をお聞きしたので

○国務大臣(小川平二君) これは暴力団等がなお後を絶たないということにつきましては、これは申すまでもなく今日の社会の風潮というものを根本から改めていく必要がございまして。これはもうあるいは教育政策というふうなものにもつながる大きな問題であると存じます。さればと申し上げ、法律による規制に全く効果がないとは私どもは考えない。確かに限界はございまいしょうけれども、必ず効果があるというところは、たとえば麻薬の取り締まりが強化されました前と後では、数字はたまたまお耳に入れますが、顕著な相違が出てきておるわけでございまして。そういう意味で、私どもは今回の法律改正に對しまして相当大きな期待をいたしておるわけでございまして。

○政府委員(鈴木貞敏君) 暴力団壊滅を目標といたしましてやっておる立場におる者として、一言申し上げさせていただきます。

先ほど来、野口先生の方から、いわゆる国民の立場、そういう点であるお話がございましたが、まことに私たちも暴力団を壊滅するという最終目的のためには、決して警察だけでできるなんという、そういうことは思っておりません。これはあくまで、先ほど社会的ないろいろなつながりということもございまして、これはあくまでも国民全体の、暴力を排除するという、そういうやはり盛り上がる国民の全体の意思を背景といたしまして、警察がまた全力を挙げてそれを取り締まる、こういう両輪と申しましょうか、そういう一つの結びつきで初めて壊滅という目標が達せられるというところでございまして、現にいま大阪でも実は山口組と松田組の殺傷事件がございまして、その間また福井で菅谷組の配下の者が拳銃で撃たれて殺されるというのが過日ございまして、実は対立抗争が火を噴きかねないということで、近畿一円に一大動員をかけた上で、その対立抗争を未然に防ぐ、したがって、銃器の運搬その他があれば、これは凶器準備集合罪というふうなことで検挙するということなので、府民の方の御協力を得ながら、マン・ツーマン的に首領その他には人

を、警察官をつけまして、彼らの動きを封殺するというふうなことを、実はいまやっているような最中でもあるわけでございまして、まさに国民の、やはり暴力をひとつ何としてでも排除するという、そういう気持ちを受けてまして、われわれは全力投球でこれを壊滅まで持っていく。

しかし、先ほど来のお話のように、これをやれば暴力団は壊滅できるという特効薬はないわけでございまして、ただ今回お願いしているこの銃刀法改正案というのは、暴力団の最も大きな勢力を誇示する手だてになっているこの銃器、飛び道具、こういったものを、やはり何とかひとつ断つていくということが暴力団壊滅の非常に大きな決り手になる。決め手という言葉がまたあれでございまして、非常に大きな柱である、こういう認識でございまして、したがって、暴力団を壊滅するためには、私たちとしては、下のチンピラだけじゃなくて、やはり何といたしまして組織の根源をつく、首領格、親分格、こういった幹部をできるだけ多く検挙するというところに努力せぬといかぬと言っております。さらにまた、先ほど来言っておりますように、一部暴力団では拳銃一丁が十人に四散するとか、いわばこういいたる武器を集めることが自己の勢力を誇示し、そして何かあるときにはそれを使用して勢力を誇示する、こういう全体的な流れでございまして、何といたしてもこの拳銃を一丁でも多く、しかもその流れのルートを根源までつきまして、とことん追及していくというふうなことで、すでに十数県の県には拳銃特捜班という特別の専従員を設けて、拳銃を押収した際には、だれからどうしてどう買つてどう流れたかというのを詳細に追及するよう努力もしておるというふうなことでございまして、さらにまた資金源の問題につきまして、やはり経済の情勢を反映いたしまして、いろいろの面で多角的にその資金源を求めて動きます。しかも、不景気になれば、その資金源から発砲事件等が、なわ張り争いで出てくる。

また暴力団自体も現在老齢化しておりますので、

新旧交代の時期というふうなことで大変内部の抗争がある。さらにまた組織が非常に寡占化してあるような状況から、統制力が、非常に昔のようにな親分の言うことは末端までばつといくというふうな組織じゃないようでごさいます。いろいろはね上り内部的抗争等もあるというふうなことでございます。

そういうことで、私たちとしては今後とも国民の全体のこういう支援、暴力排除の機運というものを、それぞれそういう気持ちを受けて、何としても破壊に向かつてあらゆる手だてを使って、ひとつ多角的な作戦を練っていききたい、という気持ちでおるわけでございます。

また、先ほど国家公安委員長から御答弁のありましたように、この罰則の強化あるいは銃刀法を改正しただけで絶滅できるかという点については、率直にそれだけではできない。やはりそれが非常に大きな有効な柱になりすすけれども、それだけではだめであつて、やはり国民、われわれ自身の警察の努力というものにかかつておるんだというふうな、一つの自覚をしておるわけでございます。

またしかし、罰則を改正しますと、大変いままでの例でも非常な効果があるわけでございます。今回の法律改正をお願いしている件につきましても、覚せい剤、麻薬、そういうものに比べてきわめて低いというふうなことで、せめて均衡を得たレベルアップをしていただくというふうなことが罰則の強化の内容になつていくわけでございます。銃刀法にしましても、覚せい剤等でも、過去何回か法改正をしている過程におきまして、やはり法改正のあとは、国民の関心と警察の強力なる取り締まりによりまして、大変異常なほどそれだけのこういった事犯が減少しておるといふのが事実でございます。また立法措置というふうな面で、私の経験でも非常に大きかったのは、たとえば火災びん取り締まり法、あの第二次安保時代、火災びんが町を乱れ飛んだ際に、議員

立法によりまして火災びん取り締まり法が制定された。その途端に火災びんというものが非常に少なくなつたというふうなことで、大変助かつたというふうな記憶もあるわけでございますけれども、唯一の決め手ではないにしろ、大変有効な大切なものであるというふうな認識を、暴力団取り締まりの面から見て感じておるといふふうな次第でございます。

○野口忠夫君 非常な御苦勞をなすつておるんだと思います。日本の今日の秩序の維持のための警察官の御努力というものは、ばくは本当に大したものがあると思つております。ただ、そういう努力を積み重ねられておるにもかかわらず全くくならない。先ほど公安委員長は社会的風潮と、こうおっしゃいました。今日暴力団が存在でき得る余地、そういうものが今日の日本の社会の体制の中で存在を許されている。そういう日本の社会的風潮。ですから、取り締まり側が一生懸命取り締まろうとがんばつていけば、その抜け穴を探してまたその暴力団は資金を探すであらうし、手にしたいものは求めようとするであらうと思ひます。ですから、取り締まりと日本の国の社会というものがいつも、ばくから言うたら、本当の国といふのは、まあ警察の方などは警察庁の中で暇で暇で仕方がない、あくびが出るような状態だといふようなことが望ましいだらうと思ふわけですね。そんな国も世界にはあるわけですね。日本の場合は、何か国民と取り締まりとが常にシーソーゲームをやつていくようなそういう状態の中で、皆さんの御努力がそういう国民のあり方を今日まで支えてきておると、これはよくわかるわけですね。

ただ、銃砲等に関して申し上げますと、実は改造モデル拳銃を云々する前に、銃器そのものを持つことを許可されている法体系になつておるわけでありまして、銃銃ないしはライフル銃、これらの銃銃やライフル銃のこういうものは、許可を受けて所持すれば、銃砲店に行けばその銃砲店では砲弾を自由にあがなうことができるという仕組みになつておるわけですね。私の聞くとこよりいいますと、この銃器を扱つておる銃砲店の中には相当暴力団の組織の方々がいられるというふうなことを耳にしているわけでございますけれども、いわば許可されて正常な営業を営むことのできるという一方ではそういうものが許されている。一方、今回の法規制によりまして、そういう人たちが改造していくことを抑えようとするための法規制で、あるいはその業が奪われてしまふかもしれないという法規制がいま行われようとしておるわけでありまして、こうしたような社会風潮、これにいま警察が立ち向かつておるんだというように私は認識するわけですが、暴力団と銃器との関係の中で、こうしたような真銃を販売している。その砲弾を売ることとを許されている中に暴力的な組織の方々も入つておるやに言われることについては、いま警察当局の方でそういうことについてはあるのかないのか、お知りになつておつたらひとつお知らせいただきたいと思います。

○政府委員(吉田六郎君) ただいま御指摘の、銃砲店におきまして暴力団関係者あるいは暴力団と何らかのつながりのある者がおるのではないかと、御指摘がございましたけれども、これにつきましましては私どもの許可の対象でございます。その、具体的にそういうものがあるというふうな確証を持つておる点にはございません。また銃銃については、その危険性にかんがみまして、その所持が一般的には禁止されているわけでございますが、一方、狩猟、有害鳥獣駆除とか標的射撃等の社会的な有用性にかんがみまして、これらの用途に使用する場合に限つてその所持を許可するといふたてまえになつておるわけでございます。

これに反しまして、金属製モデルガンに対する今回の規制の關係でございますが、これは全面的な規制ではなくて、このうち改造されやすい模擬銃器につきまして、これらが暴力団等の手にかかつて改造され改造銃になるというその素材の面に着目いたしまして、そういうものに限つて規制することとし、この規制の態様も、まあ一般的な所持禁止をすることはどうかというふうなこと

で、販売目的の所持禁止というところを取り上げたのでございます。また、販売目的の所持禁止をするのは、このような改造されやすいものが社会に拡散されること、これが国民のやほり危険にかかわりがあるというふうなことから防止したいというところがその趣旨でございます。

○野口忠夫君 やはり法の規制というふうなものは公平でいかにくちやいかぬと思うのですけれども、ある部分の規制ではあると言ひながらも、今回の法改正によつていきますと、改造可能なものをつくつてはいけな、改造できないものにしないといふ、そういうところには法の規制がずうつといつておるわけですね。銃砲等所持禁止法の法の規制がそういうふうなところにある。ところが、一方においては真銃を持つことを許可されているわけなんです。そして砲弾は自由に買うことができる。その許可に基づく銃銃、ライフル銃、そういうものについては製造ができる、販売もできる、人命を殺傷するであらうところの銃銃もそこで販売ができるという、一面においてはそういうものが日本の国では許されているわけですね。そして一面においては、改造モデルガンという面のところにはひとつの法規制がいます。うつつと入つていくわけですね。私は、一体、暴力団の資金源となるような意味での改造ガン、人命を殺傷するところの凶器と化すであらうところの改造ガン、あわせて銃銃、ライフル銃、拳銃というところになります。許可されているものによつて強化されている面もあるわけでございます。ですから、法がつくつた一つの法規制というものが、国民の側から理解していくとどうも一貫性を欠いておるわけですね。たとえば、羽田から仙台に飛ぶ飛行機の中で改造ガンが爆発した。一発でも人命のことを考えれば重要だと、こう言われておるときに、新宿の店では銃銃を売り、ライフル銃を売つて、またまたそこに入つた暴力団がそれを占拠してそれを売つておる。そこには実包が山のように積まれている。そういう危険なものが一方では許されている。一体、この銃銃を許可しているというところ

あるのですが、後でごらんいただきたいと思いますが。ですから、今回の法規制の中で、一方ではそういう暴力団対策ということを考えて、それはこそ根源だと。先ほどお話しのように、それが根源だ。これの絶滅を期するためにということの中で、一方は許可されたものでそういうものがある。一方は同じような趣旨のいわゆる玩具といわれるような銃器を販売目的を持って所持する者も規制をされるという、こういう法改正をいまやろうとするわけですね。私は、公安委員長の意見も

聞きたいんですけれども、昭和四十六年度に改正をしましたときは、著しく類似しているものについて、の総理府令の規制、非常にこのときには趣味としてのやっぱりモデルガンに対する考え方も強くて、その取り締まりは緩やかに行われたわけですね。四十九年になって、そうしたような改正はまずいという中で、業者との話し合いで自主規制をやってきたということになるわけですね。ですから、現在の暴力団対策というものの中における法体系から言うと、今日の改造ガンに対する取り締まりというものは、やはり私は基本的には、四十九年に警察の方々がお考えになられて、業者との話し合いの中で進められたこの自主規制というものを、これをやっぱり何らかの行政指導の中でやっていかなければならぬのではなからうか。一躍

飛躍しまして法規制をしようとする取り締まりの
対象としての問題は、ただいま申し上げましたよ
うな矛盾性を持つわけでございますから、取り締
まりの対象ではなくて、今日改造拳銃が多数出回
っている、こういうことにならないように業者の
皆さん方に御協力を願えないかというこの行政指

導の徹底の中で、指導と話し合いの徹底の中で、取り縮まらなくてもいい規制方法が今回、先ほど総理府令の中に盛ることを言われましたけれども、その中に盛ったくらいことは業者は聞くのではなかろうかと思うのですがね。そういう国民の協力、国民と一緒に国民の安全と幸せを守っていくではないかというこの姿勢を、今回のような場合警察当局がおとりになることによって、シーソ

ゲーム的にこう走っていく問題に対する歯どめ、そういうものに対する国民的な新しい良識の涵養、こういうことを考えることは今回重要ではなからうか。社会の中に好ましくないものがある。私もまことに好ましくないと思います。その好ましくないものを排除するためには、一つは法規制があるでしょう、もう一つは、やっぱり行政指導ないしは国民の良識に依拠をして、国民とともにやっていくんだという、こういう警察行政というものが、先ほどから御質問申し上げましたような状態の中で言うと、いまとるべきやっぱり一つの方策ではなからうかと私は思うのです。四十九年以降とられた自主規制が、何で物足りなくて今回の法改正にすつと入っていったのか、その辺の件に關して、これは担当者からでもいいですから、お答えをいただきたいと思うわけです。

○政府委員(吉田六郎君) 昭和四十九年に改造筆銃が相当出るといふ状況がございました。その対策として、総理府令の改正などを含む法改正の検討が警察庁においてなされた、こういう事実がございまして。この動きに対して、業界は素早く対応されて、業界として改造防止策を講ずるのでその推移を見てほしいと、こういうような申し入れが警察庁に出されたわけでございます。

そこで当庁といたしましては、これを了といたしまして、その実施状況を見守ろうと、こういう態度をとったわけでございます。そこで業界としては、モデルガン協同組合を設立いたしました。モデルガンの自主規制を開始した。そして五十年の十一月ごろより、いわゆるS mマークつきのモデルガンが店頭にあられるというようになったわけでございます。しかし、自主規制以前のモデルガンがその後も売られてきており、現在でもなお若干のものが店頭で見受けられるというようない報告も受けております。したがって、昨年はもとより本年に入ってから、押収された改造筆銃としては、自主規制以前のモデルガンが多く素材として使われているというのが現状でございます。ところが、S mマークつきのモデルガンも改

造されておりました、本年に入ってから八丁ほど改造された事例があるというように報告を受けております。このようにS mマークつきのモデルガンが改造されたということは、自主規制の改造防止構造そのものに若干の甘さがあったということにもなりますが、そのこと自体は、試行錯誤を繰り返しながら改造防止構造を改善していけばよいということにもなりますし、現に回転式弾倉のものにつきましては、これを改善いたしましてS mⅡということで、ほぼ目的を達成したと思われるものもあるわけでありまして。

しかしながら、いわゆる自主規制には限界がございまして、たとえばアウトサイダーを枠に入れることができないばかりでなく、困ったことに、組合に加盟している業者でつくったS mマークつきのモデルガンでございまして、自主規制の基準を守らないものが出るといふ事例も出てまいったのでございまして。過当競争の激しい中小企業として、そういうやすきにつくと申しますか、そういうようなことになるといふその心情もわからないわけではございませんが、このような実情がございまして、実は組合としても、うまく統制ができないというところで悩みを抱えておった、そういう経緯がございまして。

そこで現在は、この法案に反対いたしました、両院議長や総理を初め多数の関係者を被告人とし、法案の国会での審議差しとめ命令などを要求して民事訴訟を提起しておられますが、その当時は、組合の最高幹部であった業界のリーダー格の神保さんが、昨年の十月の半ばごろ、組合を代表する理事長として、理事長名での陳情書を携えて警察庁に参られまして、わざわざ陳情に来られたわけでございます。その内容は、総理府令によつてS mマークを法制化してもらいたいというようない内容のものもございました。そのように、当時は少なくとも組合としては法制化が希望されておったというようない経緯もございましたし、私どもも誠意をもってそういうようなものであらうというように考えておったのでございまして。

まあそれは別といたしまして、これらの自主規制が、ある程度効果を發揮してまいったということとは私どもも評価いたしておりますものの、私どもはいわゆる行政指導とは申しまして、それはあくまでも法的根拠のない事実行為によるものでございまして、いわば要望にすぎないという弱さもございまして。また、るる申し上げましたように、組合内部にも問題があり、ひいては法制化の陳情というようないこともありましたので、現在御審議を賜っております程度の法規制が最も妥当ではないかというように判断して提案した次第でございまして。

○説明員(御館栄君) 先ほどの御質問の中で、真銃については許可しておいて、それで今回のモデルガンについては規制をするのかと、こういうお話があったわけでございますけれども、いわゆる真銃につきましては、拳銃はこれはもう全面禁止になっております。

真銃につきましては、厳重な許可要件のもとに、人的な許可要件が幾つかあるわけでございます。そして、これは大丈夫だと考えられる者に対して公安委員会が許可をする。さらに持った後に、おきまして、発射する場所であるとか、あるいは持ち歩きはどうであるとか、さまざまな規制がかけられておるわけでございます。だれでもが許可を得れば持てるというものではないわけでございます。また、弾につきましては、これは許可制度になっておるわけでございます。自由に出回るといふようなことにはなっておりません。

う考えまして、これを許可制にもせず、そういう安全装置だけをしてくれと、そしてそれが大量に社会に出回る場合には、そういう安全装置をしたものでないといけませんよということをお願いいたしまして、今回の提案をしたものでござい

○野口忠夫君 いまのお話は私には一向通らないんです、私は暴力団対策というものが最大の問題であらうと思っておるわけですから。今日の国民の安全を図るのは暴力団対策だということになると思うのです。その暴力団に余り供給しないようにしようという中では、真銃は使われているというところで、どんな厳重な許可をしても、実は包はそこの中からやっぱり買われている。やっぱり相当な暴力団の基礎をなしているんじゃないかと、いうこともあわせて申し上げるわけですね。ですから、そういう法の体系の中でもう乱れているわけですね、次から次へとやってくる中では、それじゃ、真銃をいまだ禁止するからといって、それはなかなかできないだろうと思つてます。ただ、これがずつと規制されている方向がモデルガン、モデルガンと言つて、モデルガンというようないものにばかり集中してきちゃるんですね、いまのこの法改正は、そのことが取り締まりの対象ではなくて、自主規制でやっていくのがいいじゃないかということをやいま申し上げたが、その自主規制には信用ができないというお答えなんだ。結論はそうじゃないです。

ある部面、つまり自主規制は業界ぐるみでやつてもらわなくちゃいけないわけですね。ところが自主規制が強化されればされるに従つて、余り規制しないものの方が売れ行きがいいと。それで、アウトサイダー的なものが出てきて、何らかの法規制がないと、一生懸命規制をやつた方の人たちの販売が成り立たぬと。だから、法の改正をひとつやつてくれないうような意見の方もあつた。だから、業界全体に対しては、やっぱり警察としては自主規制というものはなし得ない、そういう要素を持っている、だから今回取り締まり

の方でやっていると、こういうふうに出てこられたと私は思うんですがね。その点について私はやっぱり疑問を感じざるを得ないわけですよ。何で警察の方々はそういう業者の方々を呼んで、いまこういう事態でこうなっているんだと、おまえたがどうやってきたのはこうなんじゃないかと、こう言っているというものを指導する行政指導、これはやっぱり通産省と一緒にあってそういう行政指導の徹底の中で何とか自主規制の方向を守っていくという態度こそ、今回のモデルガンに對するやっぱり正しい警察のやり方じゃないかな。そこには憲法の問題もなければ、あるいは生活権を奪うものもなければ、幸福追求を奪うものでもない、国民の合意された方向での規制ができ上がっていくわけだと私は思うのです。

何か、業界の中には賛成の者と反対の者がいて、業界同士がけんかをやっていてそっちが動かないから法律だみたいなことでは、私の申し上げている精神とは違うわけです。民主化というものは、一挙に向こうの彼岸にばうんと飛び上がるものではないと思っているんです。私も、少なくともいま改造ガンというものがあろうという事については認めているし、なくさねばならぬと思っている。ただ、それをなくすというこのために、最も人間の基本的な権利というふうな問題にまで踏み込んでいくような警察権のあり方というもののについては、これは十分検討せねばならぬと、こういうふうには思っているわけです。

何らかの方法はないのか。ある面では取り締まりも必要だろうけれども、もともと国民の良識を信頼するとか、国民の協力を得るとか、また、そうしなければこの問題の解決はないでしょう。先ほどもお聞きしましたが、改正したって実際の効力はどのくらいあるかわからぬというお答えをいただいたというわけですよ。ここでも真剣に議論すべき問題は一体何だろう。大分時間をかけてここで議論されるべき問題は何だろうと言ったら、私は、その問題の所在は国民の中に暴力団がなくなるようなことだと思ひます。そういう意識を持

った国民をつくり上げることがわれわれの悲願でなければならぬと思うのですよ。一挙にいまできないかもしれないけれども、それはわれわれ人類の長い理想ですから、一日一日はそういう民主化の問題に向かつて進んでいるわけでしょう。ですから、その路線の中で今回の取り締まりというふうな問題も考えていくというふうな方向の中では、せっかく芽生えてきた自主規制というふうな、国民がみずからの利益を損しても、お聞きすると一億くらの自主規制の金を出しになられたと聞く。私もここに、どういふ組合かと思つて持つてきてもらったので、製造協同組合の定款もありま

す。それから、「モデルガン製造業者の安全確保に對する共通の理念と具体的な自主規制の内容」というふうなものもあつて、内容を読んでみますと、安全マークの使用許諾契約書というふうなものもありまして、この安全マークに違反したときは、百万円の範囲内で、甲が任意に定める違約金の支払を乙に求めることができる」と、こういうふうなことは御存じなんでしょう。これをつくるときにはお触れになったんでしょ。業者と話し合つて四十九年に自主規制に入っていくときには、こういうものがあるという事は御承知であつたし、そういうものがつくられたこともお認めになったんでしょ。製造協同組合のこういう定款もお認めになったはずですよ。それでおまえらやってみると言つていたところが、そこに一つになつていけないような課題が生まれてきたということとを理由としてこれをつぶしてしまふということ、私は行政としての立場として非常に何か残念でならない。なるほど取り締まりでやっていくことは一番簡単です。国家権力であり警察権力ですから、もしこれが施行されれば、ちよつと何か持つていても、おまえは販売の目的を持つてゐるのかどうかというふうな尋問を警察官の方によつて行われるわけですから、何日かの勾留もそこで行われるかもしれないというふうな、力を持つてこれをやっていくという事は簡単だと思ひます

よ。しかし、それはせっかく進行しつつある日本の民主化の路線の中では法によつて威圧された人間をつくるにすぎない。法にみずから服していいこととする人間をつくるのではなくて、法によつて処罰しようとする人間をつくるって、法によつてな方向きらないわけですよ、そこには、せっかくいま目覚めたこの自主規制というふうな国民的な民主的な方法というものを今回一挙に捨てられて、法改正という姿の中で総理府令に依存しているという、このあり方の中では何か飛躍しているのではなからうかと思ひますがね、いかがでございますか。

○政府委員(吉田六郎君) 先ほど御答弁申し上げたわけでございますが、私も所管いたしておりますと、たとえば公害の問題でございまして、あるいはボルトの問題でございまして、さらにはまた薬事法関係の、薬の問題でございまして、何事も、それは自主規制という事で法的な縛りがなくてうまくいけばこれは一番いいことだと、そういう考え方には私もいささかも異論を唱える気は毛頭ございせん。ただ、先ほど申したる申し上げましたけれども、しよせん自主規制には限界があつたという事実がございまして、その組合に加入してないアウトサイダーはその規約には拘束されない。また、先ほど申上げましたが、困つたことに、組合に加盟している業者の中で、やはりその基準に従わない拳銃をつくる業者もあつた。そういう事実がございまして組合としても大変お困りになつておつた、そういうことで、組合を代表した神保さんが私どもに、総理府令でS mマークの規制をやつてもらつた方がいいというふうな陳情も出された。そういうことを先ほども申し上げたわけでございます。

私も、行政指導と申しましてこれはあくまでもお願いする立場で、そのお願いが非常に整然とそのままだ行われればまことに結構なわけでございますが、組合の内部にも問題があつたし、またそういうことを破つても、あるいは組合に入っていない者がS mマークの基準に合わないものを

つくりましてもそれはどうしようもない。そういうふうな状況がございましたので、いろいろ検討いたしました結果、今回のような法案を御審議願うということにしたものでございまして、それはど唐突にこの法案に、自主規制から急にこの法案に変わったというふうなものではないようにひとつ御理解いただきたいと思ひ次第でございます。○委員長(高橋邦雄君) 午前中の質疑はこの程度とし、午後一時二十五分まで休憩いたします。午後零時二十四分休憩

午後一時三十六分開会 ○委員長(高橋邦雄君) ただいまから地方行政委員会を開いたします。休憩前に引き続き、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○野口忠夫君 長官もおいでになりましたので、午前中の問題をちよつとおさらいしてみたいと思ひますが、私の申し上げましたのは、昭和三十三年に銃砲等の所持の禁止の法令ができてから、ますます世の中は銃砲使用の犯罪や件数がふえて、次から次へと改正をしていかなければ追いつかぬという状態の中で今回改正案が提案されておるが、取り締まりの強化というふうな問題だけで考へる限界がやっぱりあるのではなからうか。で、今回の改正は、従来までの法規制の銃砲等の規制の一つの性格から言いますと、一方では何か真銃を許可しながら、一方は間接的な犯罪行為に発展するであらうところの改造モデルガンというものを製造している業者もある。そういう中で今回の規制は、そういう一方の矛盾性も持つてゐるのではなからうか。さらに、販売目的の所持の禁止というふうなことになるかと、単なる拳銃所持の場合とは違つた意味で、憲法等に抵触する基本的な人権にかかわる問題とも云々されるようになってくるが、やはり取り締まりの対象となるべきものは、

模範銃器で言えば、それを改造する者こそ徹底的にやるべきであつて、改造でき得るようなものをつくつてゐる者に対するものは取り締まりではなくて、やっぱりその業者自身みづからが安全と平和のために協力していこうという民主的な国民の成長を期待しながらつくり上げていくような方向での自主規制の尊重と、それに対する行政指導の厳しい指導というようなことで、この自主規制を守つていってはどうか。取り締まりだけでは限界に來て、次から次へと法律を変えても一向成果はなかなか上がつてこないで、ますます増加して、さらに法を改正すると。何か、社会に起つてくる現象というものと取り締まりというものとがエスカレートしてお互いにどんどん入つていく中で、一番迷惑をこうむるのは、やはり国民全体が生活にまで影響するのではないかと思はれるような法改正の恐ろしさというものを云々することに於てきて、裁判に訴えたりあるいは請願等を行つたりするようになってくるのではなからうか、こういうことを申し上げて、自主規制という問題をもつとやっぱり重視していただいて、法による取り締まりよりは重点をそこへ置いて、改造ガンというふうなものをつくらせないようにしていったらどうかということをお願いしたのですが、なかなか、御答弁としては、気持ちよくわかるんだけれども、現実にはそういうふうにはいかないみたいなお話、御返答だけを承つてまいつたわけですが、私の申し上げましたことについて長官が、私も改造ガンがばつこしていることについていなどとは申しておりません。やはり、これは改造可能なようなものは規制するべきであると。しかし、それはあくまでもやっぱり全体の法体系から見て、取り締まりの対象ではなくて、嚴重な行政指導とあわせた自主規制、そういう中でやつた方がより効果的であつて、より日本の民主化の推進のためには役立つ方向ではなからうかと、こういうことを申し上げたわけですが、長官から一言お話承りたいと思います。

は、申し上げるまでもございませんが、改造されやすいようないわゆるモデルガンを販売目的で持つということに規制を加えるということと、罰則を、特に密輸等の罰則を強化しようということと、銃器、拳銃等を使用した犯罪がふえております。また、押収拳銃もふえている。しかも、その大部分は暴力団関係の犯罪に使われている。昨年約千五百丁の拳銃の押収中三分の二はいわゆるモデルガンを改造したものであり三分の一は本物の拳銃、大口径密輸等の拳銃でございますが、年々これがふえてまいっております。ただいまお話がございましたように、暴力団というような非常に社会的に大きな組織を持ち、しかも非常に悪性の高い、これはいわゆる犯罪集団でございますが、警察も全力を挙げて取り締まりをしております。もちろん警察の取り締まりだけでこのような問題が解決するとも言えないのでありますけれども、まず私どもが犯罪捜査、犯罪防止という観点で先頭に立って暴力団犯罪に取り組んでいかなきゃならないということで対処をいたしておりますが、そのためにどうしても先ほど申し上げたような実情でありますので、暴力団の、何と申しますか、武装化といえますか、とにかく殺傷力の強い銃器で固めようという傾向が強いわけでありますので、これを暴力団の手に渡らないように、何とか根源を断つといえますか、そういう点がやはり現在の段階では非常に大事だというふうに考えておるわけでございます。

それで、いまの御質問とちよつと外れますけれども、私も、私も暴力団について現在考えておりますのは、暴力団全体の勢力は一ころ、十数年前から見ると数の上で半分ぐらいになっておりますけれども、大規模の広域暴力団、非常に悪性の強い暴力団を警察庁が特に指定をいたしまして、指定七団体ということにいたしておりますが、この七つの暴力団だけで全体の勢力の八割を占めているということでありまして、また経済事情等もありまして、非常にこの資金源犯罪がふえておりま

す。特に最近では覚せい剤に手を出しまして、覚せい剤の事件が急激にふえております。

私はやはり日本のこの法秩序と申しますか、治安問題を考える上におきまして、やはり銃器を外国に比べまして非常に厳しく取り締まっておりますし、麻薬とかあるいは爆弾、そういうような犯罪性の強いものも厳しく取り締まっております。これがやはり治安を保つていく基盤に非常に効果があると私は考えておりますけれども、これはやはり拳銃の規制とか、麻薬にかわる覚せい剤の規制等が多少歯どめがなくなるといふことにもし万一なりますと、これは治安上非常にゆゆしい問題じゃないかというふうに私は考えておるのでございますが、このモデルガンの問題、ただいま御質問のとおり、自主規制でできるだけこれを行っていくということはおっしゃるとおりでありまして、私どもも従来そのような努力をいたしてきたのでありますけれども、やはりそれにも限界がある。いま相当これがふえてきておりますので、これは最小限度やはり法の規制にまたざるを得ないのではないかと。もちろん法規制におきましても、十分に業者、業界等の意見も従来も聞いておりますし、これからも聞かなければならないと思ひますけれども、そういう意見を取り入れながら、しかし現段階ではやはり最小限度必要な法規制は、これはやはりもうしなければならぬ時期に來ているというふうな判断をいたしまして、法改正をお願いをいたしておりますのでござい

○野口忠夫君　時間がありませんので余り申し上げられませんが、私はここで単に意見の交換だけではなくて、一つの問題の認識をやっぱりお互いに確認し合っていると思うわけでございますが、警察の取り締まりというもので法改正したその効果は、一体これから二、三年たったかどうかなるだろう、また新たな問題が起こってくるんだらう、こうシーソーゲームみたいになっていく中で歯どめになるものはやっぱり国民の民主的な成長だと、こう思わざるを得ない。それに期待

することだけが私どもの今日の努力する目標であらうというふうに思うわけであります。それは、遠い向こうの話であって、いま当面ということの中ではやっぱり単なる取り締まりでばちんとやってしまおうということではなしに、せっかく出た自主規制、これは自分の業績から言えば余りもうけにならないかもしれないわけでしようね。しかし、それに参加してくる者があるという状態をつくり上げた警察庁の御努力は、ぼくは大変なものだと思っておるわけです。警察というものは、そういうことではなくて、もう取り締まりだけだったと思ったが、そうではなくなったと、これがやっぱり民主化の成長なんだと思うのです。それが、ちよっとやってみたが十分にいかないからと言って取り締まりということになんていくことは、何か画竜点睛を欠くような感じがしてならないわけで、その辺では、いま長官の御答弁の中にも、よく自主規制の立場を尊重してこれからやっていきたいというお話がございましたから、やはりそういう国民みずからがそういうことに参加していくような方向で物事を進めていかぬと、交通行政を私も担当しておったのですけれども、おとといも参考人の方に申し上げましたが、六十万の死亡率を三十万に減らすというこの課題の達成は、自動車教習所の指導員の問題もあるだろうし、あるいは道路を歩いている人々のマナーにも関係してくるであらうとすると、やはり今日約三千万の人を動員してやっている秋の交通安全運動というようなものがあれだけ成果を上げつつあるという問題も、やっぱり国民自身の成長の中に求めている方が三十万を半分にする成果ではないかというふうに思うわけで、今回のような場合は、ことに販売を目的として所持するという販売規制みたいなことになり、業務の規制というようなことにもなっていく中でこれを取り締まりの対象にすることは非常に無理だと、それに対する国民の皆さん方の受け取り方というものは、やっぱり警察はそういう国民の基本的権利まで侵してくるんだわいというような要らざる疑惑をかき立てて、

大きな騒ぎのもとになってくるわけでありまして、今回の法案は閣議決定まで受けているそうでございますから、なかなか容易ではないと思ひますけれども、なぜそう急にすうとつかれたかについてはなほだとも疑問なしとしないわけでありまして。長官の御答弁のように、国民一人一人の総意の中からつくり出すという意味で四十九年度から採用されている自主規制、これがやっぱり基本になっていくと、そして今回の法改正がこの自主規制の中で生かされていくと、この精神だけはぜひ忘れないようにひとつやっていたきたいと私思ひうわけでありまして、長官の答弁にもそうありましたので、それだけ御要望申し上げて、その問題は終わりたいと思ひます。

時間がもうありませんので、若干改正法案の規定の解釈について承っておきたいと思うのですけれども、法案の第二十二條の三に新たに起こされた販売目的で所持する者ということになるわけですが、この販売目的という意義はどういうふうにお考えになっておるのでございましょうか。

○説明員(柳館榮君) 販売目的と申しますのは、不特定多数の者に対して有償で譲渡するということとを考へておるわけでございます。

○野口忠夫君 販売の規制というのは、これは通産省の行政分野に入るんじゃないかと思ひますけれども、その辺の關係はどうなんですか。

○説明員(柳館榮君) 販売に關することがすべて通産省の行政であるというぐあいには私も考へておらないわけでございます。ただ、このモデルガンの規制をめぐりまして、これは通産の現在消費生活用製品安全法という法律があるわけでございます。その法律によつてこういうことができないかというこの御検討もいただいておたわけでございます。その結果、その生活用製品安全法といひますのは、本来の用途目的に従つてその製品を使つて、なお使う当人に危害が及ぶといったようなものについてはこの法律の適用になじむけれども、しかしながら今回の模倣銃器のように、それが改造されて他人の殺傷に使われる、つま

り、本来の用途目的でないものに用いられることによつて危険な状態が出てくるというものは消費生活用製品安全法という法律にはなじまないといふ考へ方も聞いておるわけでございます。そういう意味で、この今回の販売目的の所持の禁止というの犯罪の防止と予防という観点からアプローチして一向差し支えないものであると、こういうぐあいに考へておるわけでございます。

○野口忠夫君 時間が全くなくなりましたから、刑法の百七十五條のわいせつ文書頒布罪に「販売目的」というのがありますね。それから、同法百八十二條で淫行勧誘罪について「営利目的」ということがある。刑法百三十六條のアヘン罪についても「販売目的」というのがありますね、文官の意味ですね、営利と販売の違い、この御説明をひとつお願いしたい。

○説明員(柳館榮君) 販売につきましては、先ほど申し上げましたように、不特定多数の者に対して有償で譲渡するというのが販売でございます。営利は、まさに文字どおり利益を得る目的でございます。

○野口忠夫君 問題は、販売目的で模倣銃を所持していたかどうかということの認定ですね、この認定はやはり第一線の警察官が認定するのではないかと、このように思ひますけれどもね。国民の側から言ひますと、なかなか裁判で犯罪になるのかどうかというような問題については問題であるところに、送検ないし起訴前における自由を拘束されるというような問題が出てくるかどうかと、これを認定するところですね、この辺に非常にむずかしい問題が所在するように思ひますので、けれども、これについてはどうですか。

○説明員(柳館榮君) 販売目的の所持の解釈でございますけれども、販売の目的で多数のものを製造している、これがこれに引かかることは当然でございます。それから、そのために店舗等において販売しているということも、これも異議のないところだろうと思ひます。あるいは、行商して

歩いているというふうなことも疑問のないところであらうと思ひます。まあ恐らく非常に疑問に思ひますのは、二、三丁持つておつて販売目的だ。あるいは五、六丁持つておつて、あるいは十丁持つておつて、販売目的でおまへ持つておるのじゃないか、こういうぐあいな疑ひを持たれた場合に国民としては不安じゃないだろうか、しかもそれを認定するのは現場の警察官ではないのかと、こういう御心配だろうと思ひうわけでございます。

○野口忠夫君 時間がないので、個人の趣味で模倣銃器をつくること、これで数丁つくつて家に置く、これは違反にならないと思ひますけれども、そこでは数量に境界線もあるんでか。

○説明員(柳館榮君) 今回は販売目的という限定がかかつておりますので、個人でつくつたからといって、そのことで法律違反になるということはないと思ひます。

○野口忠夫君 販売目的で所持していた者から模倣銃器を買つた者は——買うことは禁止されているんですか。何が補助罪にでもひつかかるんですか。

○説明員(柳館榮君) 買うことは禁止されておられません。

○野口忠夫君 買うことは禁止されていない。売る者から買うことは禁止されていない。この販売目的の所持の公訴の時効は、これは三年ですか。

○説明員(柳館榮君) 三年でございます。

○野口忠夫君 で、その時効発生の期限は、いつから数えるか。それから販売目的があつたかどうかの認定が時効の起算点にかかわると思ひますけれども、これはどうですか。

○説明員(柳館榮君) まさに販売目的で所持したという事実關係が起つた時点から始まるわけでございます。

働く規定でございますので、それがいいとは思ひていないわけでございます。あり得るので、それを処罰するための規定を置いておるわけでございます。

○野口忠夫君 時間がないので、個人の趣味で模倣銃器をつくること、これで数丁つくつて家に置く、これは違反にならないと思ひますけれども、そこでは数量に境界線もあるんでか。

○説明員(柳館榮君) 今回は販売目的という限定がかかつておりますので、個人でつくつたからといって、そのことで法律違反になるということはないと思ひます。

○野口忠夫君 販売目的で所持していた者から模倣銃器を買つた者は——買うことは禁止されているんですか。何が補助罪にでもひつかかるんですか。

○説明員(柳館榮君) 買うことは禁止されておられません。

○野口忠夫君 買うことは禁止されていない。売る者から買うことは禁止されていない。この販売目的の所持の公訴の時効は、これは三年ですか。

○説明員(柳館榮君) 三年でございます。

○野口忠夫君 今回などは新設でございますから、前の昭和四十六年のときの改正の条文が残るわけですね。それには「模造けん銃」と書いてあるわけですね。今回の「模倣銃器」となつておりますね。この「模造けん銃」と「模倣銃器」というものの整合性ですね、これはどうなんでしょう。

○説明員(柳館榮君) 「模造けん銃」といひますのは、現在もそのまゝお説のとおり生きています。これは一見して本物であるかに

世ものであるかという点を区別するために設けられた、そういう趣旨から来た規定でございます。それで、その内容は、銃腔を閉じること、ふさぐこと、それから銃身に着色をすること、この二つによつて一見しておもちゃであるか本物であるかというところを見分けようというのが趣旨でございます。しかしながら今回の模擬銃器は、その拳銃が改造されるか否か、改造されやすいか否かということに着目した概念でございます。したがって、両者は概念的には異なってくるわけでございます。

ただそれでは、実際のモデルガンを見た場合に、その両者の関係はどういうぐあいに重なり合うのか、こういう御疑問があたりかと思うわけでございます。その場合には、実際のモデルガンの場合には、詳しく言えば若干の例外はありますが、れども、おおむねはまず色は塗ってなければならぬ、銃腔は閉塞されておらなければならぬ、さらに今回の改造防止措置が講じられておられない、こういうことになるわけでございます。

○野口忠夫君 そうすると、改造ができないものであつても、著しく類似しているものというのはだめなんだな。

○説明員(柳館栄著) そういうことになるわけでございます。と言いますのは、現在の二十二条の二といふのが、着色をしなさい、さらには銃腔をふさぎなさい、こういうことを言っているわけでございますので、仮に改造防止措置が講ぜられてあつても、そのことが措置されておらなければ、二十二条の二が依然として働く、こういうことになるわけでございます。

○野口忠夫君 改造困難なものと認めた総理府令ということになって、総理府令が最終的には改造可能かどうかの判断の基準になっているわけですが、この総理府令というのは、これは全く今回の警察権が取り締まりをするための基本的なものがやっぱり決まってくるのじゃないかというように思うわけですが、この総理府令の中には、モデ

ルガンというものを全面禁止しなければならないというふうなそういうものは、この総理府令の中には載らないでしようね。

○説明員(柳館栄著) モデルガンの定義をどう考えるかという問題があるわけでございます。少なくとも今回の法律においては金属製であるということでございますので、金属製でないものは、これは自由におつくりになつてよろしい、こういうことになるわけでございます。それから形態が類似している——類似してなければこれはまた御自由にやつてよろしいわけでございます。さらに撃発装置を有しているということが必要なので、したがって、撃発装置を有しておらなければ今回の規制の対象にならないわけでございます。この三つを全部そろえたものを規制の対象として一応考えましよう、こういうことなんでございます。そしてその三つの条件をそろえたものに対しては、改造可能なものと改造可能でないものがあるわけでございますので、その中で改造が困難なように改造防止措置を講じたものだけが販売できるようにして、それ以外のものはだめですよということにして、総理府令に譲られるものは、その三つは全部法律に書かれておまして、あとの最後の改造が著しく困難か否かというこの認定のその基準が総理府令にゆだねられておると、こういうことでございます。

○野口忠夫君 いま私聞いたのは、モデルガンというものを全面禁止するような行政目的は、この総理府令の中では持たないであらうとお聞きしたんですが、まああの三つのことでやつていくので、それだけだというお答えと承つておくと、これがさらに改正されていくことはあり得ると思ひますか、ないと思ひますか。

○説明員(柳館栄著) それは社会情勢によりまして、法律上その三つの要件をかけておくことが必要ないという国会の御意図がございすれば、その際には法律が変わるということがあり得ると思ひます。しかしながら、総理府令に譲られた範囲

内は、改造が困難か否かというその限定された範囲内でございしますので、その範囲内で私どもは基準を考へるといふだけのことでございします。

○野口忠夫君 従来まで業者の方々がやつてきた自主規制ですね、私はこれを再三尊重していけということになりましたがね。本文の中にある項目がございします。その範囲内であれば、総理府令の改正というものは従来までの自主規制というもののからもう離れてきません、今度は取り締まりという一本で縛ることになつていくわけだから、その点で、いままでも自主規制というものを進めてきた、これは非常に大事だつたと思うんですがね。これを、この総理府令の改正がもしあつたとしたような場合、あるいはこれを改正しようとする場合、今回もですよ、私は業者団体の自主規制というものを尊重してやつていきたいと思ひうんだけれども、この辺のところはどうですか。

○説明員(柳館栄著) 自主規制と今回の総理府令の現在考へております内容は、前から述べてきてあるとおりでございます。自主規制を踏まえて、そして若干ラマ式のようなものについては改造された例もあるものでこれは強化を考へておりますと申し上げたとおりでございます。そこで私どもがこの自主規制というものと、総理府令の内容容あるいは法律との関係を考へておりますのは、今度の法律というものは、自主規制だけでは限界があつた点を、むしろ法律によつて裏づけることによつて、そして業界の方々もその法律の枠の範囲内においてお互いに競争なり何なりをしていただく。しかし、法律の枠だけは超えていただいては困る。さらにそれぞれの細かいいろいろな点がございします。その範囲内において、また業界と私どもあるいは利用される方々との意見の交換というものは当然なわけにならないわけでございますけれども、そういう自主的な業者の活動を促進する意味においても、私はむしろそれを補強する意味において今回の法律というものは有効であると考えておるわけでございます。

○野口忠夫君 長官にお聞きしたいのですけれど

も、いまのお話のとおり、これからもし法改正が行われる場合も自主規制をやつていく、それを尊重しながらやつていく、つまり国民全体と一緒にそういうことをやつていくんだと、単に一方的に取り締まりの方だけでやらないと、こういう精神だということをお目撃しているわけですね。しかし、いつこの方がもうここに出てこないかわからないわけで、これから何年かたつた後には法文だけが残るわけですね。法文だけが残つてしまふわけです。この繰り返しが、どうも当時の国会の皆さんの意思と違つた方向に流れている傾向が多分にあるんですね、ほくらの経験では。長官、どうでしょうかね。そういう何か自主規制を尊重してやつていくんだというふうな意味で、せっかくできた業者の自主規制団体を踏まえて、そして行政当局の通産省の方と警察庁の方と集まつて、何らかの常時審議機関みたいなものをつくらせて、そして絶えず危険なものをつくらぬようにという御指導があり、あるいはこういうことをやりたいと思ひがどうだというふうな御意見を聞いて、全体がやっぱりそれに参加していくような方向をつくるためには、そういう機会をつくつた方がいいとわれわれは考へているわけですが、長官はこれどう考へてございしますか。

○政府委員(浅沼清太郎君) その前提の問題になると思ひますが、たとえば強盗にいたしまして、アメリカと日本では、日本では百分の一、人口比にして百分の一しかない。これは先ほど申し上げたように、拳銃の問題、麻薬の問題もありますけれども、私は基本的にはやはり何と云いますか、日本自体が非常に平和な秩序を守るところが基本でありまして、また警察も仮にある程度の治安を保つておるといふ評価を受けているとすれば、それはやはり国民の支持があつて初めて治安が保つてと。もう二十万人の警察官でございしますから、あるいは東京にしましても四万人の警察官で一千万の都民の生命を守るといふことは、これはそれだけじゃとてもできないわけでございますから、もう警察行政そのものが基本的

どもの方に見えられてそういう要望がなされた、そういう経緯がございます。

○阿部憲一君 この模擬銃器の安全を図るためには行政指導という努力をお払いになってきたというのを承りましたが、簡単にこの今日までの経過をちょっと御説明願えますか。

○説明員(柳館栄君) 行政指導が行われましたのは、四十八、九年前に当庁において、改造ガンが非常に出てまいっているというところから、法律の改正をしようじゃないかという話が当時あったわけでございます。これに對しまして、先ほど保安部長の方からお話がありましたように、業者の方が、それじゃ自分らで自主規制をするからというふうなお話があったわけで、そこで、まあそれでは当分それを見守ろうではないかと、こういうことになったわけでございます。そして、日本モデルガン製造協同組合といったようなものをおつくりいただき、さらにそれ以降においていろいろ改造防止措置を講ずるかというところでいろいろ検討されました。そして五十年の十一月に最初に回転式のモデルの製造防止措置の基準が業界の中で決まりました、それに基づいて発売された、こういうことなんでしょう。

ところが、その最初のS mといいますが、不完全な点がありまして、と申しますのは、私どもは最初それを銃身にドリルをあけるといふ観点から物を考えておりました、それだったら改造できないと、こう考えておったわけでございます。ところが、なかなか暴力団の方もさるものでございまして、それではなしに、根元のところから銃身をスパット切つてしまつて、そしてインサートをさしているものをトントんとたたき出すと、これはすぐ出てしまふわけです。それに鉄パイプを詰めて、そしてその上にさらに飾つて、そして銃にしてしまふ、そういうことがあつたわけでございます。

そこで、これではいかぬということで、さらに何かいい方法がないかということで業界にいろいろ検討をしていただき、われわれもまたそれに参

加しまして、そしてS mというものを考えたわけでございます。これは、インサートされた銃身が、後ろから銃身を切断してたたきましてもそれが出ないというような構造のものでございまして、そういうこととで、やがてそれを今度S mというところで売り出し、それが、現在私どもが今度新しい総理府令の内容に取り入れようという内容にそのS mになるわけでございます。

それから、もう一つの自動式の方につきましては、これは銃身にインサートするということは同じでございます。しかし、そのほかに撃針が取りつけられないような仕組みにしておくと、それでまあそれをS mとして発売したわけでございまして、けれども、ある種の機種についてそれが改造されてくる。そうすると、やはりこういう改造情報というものは非常に早く流れてまいりますので、それではいかぬ、これに對する何らかの措置を講じないといふかぬ、これに對する何かということ、その後ずつと検討を重ねてきております。それで、業界に對しても何かひとついいものを考えてくれぬかということ、私どものやはり及ばない知恵もあるわけだと私も考えておりますので、業界の知恵もかりたいということで、いま考えておるところでございます。

で、まあ一応私どもが考えておりますのは、フレームに相当する部分の、後半部に相当する部分の厚みをうんと薄くして、さらにはそれを張り合わせ式のような形にして、そして、とてもこれを使つたのではみずからが危ないと、そういう感じになるようにすることによって改造の防止、意欲というものをそぐことが可能なのではないだろうかというふうなことをいま考えておるわけでございます。

しかしながら、これにはまだしばらく時間がございまして、もっと有効な方法があればさらにそれを取り入れてまいりたい、こう考えておるわけでございます。大体以上のような行政指導と申しますか要望と申しますか、ということの内容は以上のようなことでございます。

○阿部憲一君 そうしますと、大分その過程においていろいろ御苦労を当局でもなさつたとは思いますが、結局、このS mマークをつけて市販されるについては、このS mマークの製品の検査というものをどのように行つたか。それでまた、それが結局いまのお話では不完全なものだったから今度はS mに移つたと思われまふけれども、その辺のところはどういうふうに御反省なさつておりますか。

○政府委員(吉田六郎君) 製品の検査はどうやっておつたかということでございますが、これは各業者と組合との契約によりまして、日本モデルガン製造協同組合が検査業務を委託した通産省所管の日本文化用品安全試験所において行われてまいりましたが、検査そのものは、量産されるモデルガンのうちの一つを試験所に提出して、検査に合格したものについてS mマークの使用の許諾を得るというふうなものでございまして、しかもそれは一年に一回検査を受けなければいけません。程度のものでございまして、したがって、検査を受けたものと現実につくられるものとが同一か否かということは業者の良心に期待するということになつておつたわけでございます。

そこで、この製品検査の結果をどう見るかにつきましては、的確に判断する資料が十分でないのでも何とも申し上げられませんが、一部の製品に基準どおりでないものが見られ、これは今後捜査が進むにつれてふえてくるものというように一応考えております。

○阿部憲一君 そうしますと、検査をしたものについてそのもの自体については危険性がないと、そういうふうにお考えになつていただければ、それを全部を見るわけにはいかぬから、検査に合格したものそのものの自体のほかがそのう危険性があるかもしれぬと、こういうふうにお考えになつておられたわけですか、当時は。

○説明員(柳館栄君) 当時は何しろ自主規制でございまして、どういった検査方法をとるかということについても、業者の考え方もございまして

し、私どもの方ではそれでいたし方ないと考えておつたわけでございます。しかし、いまから考えてみますと、やはりもう少し本当に、たとえば法律の根拠があるようなときでありますればもう少し検査をはつきりさせるといふことが必要なんではないかと思つております。で、業界でも、最近この立法改正の作業に入つてからでございますけれども、いままでの検査では不十分だ、やはりもう少し、百丁とか二百丁とかの二丁抜き出してそして検査をするとか、そういうロット検査の方法というものを考えるべきではないだろうかというお話もいただいております。それで、私どもの方としても、これからそういう自主的な協力法についてもやはり業界のそういう自主的な協力をひとつお願いしてまいりたい、こういうぐあいに考えておる次第でございます。

○阿部憲一君 このS mマークのついたものについて開発されました、これについて暴力団によつて改造事例が起こつたということですが、これもこの事例について御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(吉田六郎君) 昭和五十年十一月、S mマークのモデル拳銃が発売されて以来、今日までに改造されたものは三十七丁でございます。押取したものでございますが、その内訳は、回転式——こういうものでございますが、これが十九丁、それから自動式、これが十四丁、それから中折れ式、これが四丁でございます。その大部分は現在民事訴訟の原告となつております業者の製品にかかるといふものでございまして、ハイジャックに用いられたものもその一つでございます。

この三十七丁の改造方法について詳細に検討いたしました結果、明らかにS m基準、業界の自主規制でございまして、その基準に合致してないと思われるものが十一丁ございました。このうち四丁は回転式でありまして、これは銃身に鑄込まれている鋼材が基準よりやわらかいものであつて、さらに銃身先端からドリルで容易に穴をあけられております。やわらかいものでございまして、た

可能にしようということで努力され、そして開発

を続けてこれたわけですが、またそれだけにかなりのものができたわけだと思えます。しかし、自主規制による改造例をなくすることが不可能だと判断されたというところでしようけれども、その判断の根拠を詳しく御説明願いたいと思えます。

○説明員(柳館栄君) 私どもが自主規制に限界がある、というふうに考えたのは、第一は、自主規制といふものは、その中に入らなければ、つまりアウトサイダーになれなければならぬものでもつくれるわけにございます。そしてまたこういうものを企業として行う場合に、もし本当に自分でやろうと思つたならばかなりの人がやれるというふうなことになるかと思うわけであります。そういう意味でのやはりアウトサイダーの問題というのは、今後特にこういう自主規制によって厳しいものがつくられればつくられるほど、自主規制に近いものを売り出されるという、本物に対する欲求ももっと強くなるということも考えられる、それが第一点でございます。

それから第二点は、やはり自主規制をやつておつても、手抜きというものが、先ほど来お話がありましたようなものがあるわけにございます。先ほど三十数丁ということをし上げたわけにございますけれども、この丁数は売り出されたものの中の全部という意味では決してございません。それは私どもが、ちゃんと発射機能を持つようになつた、そしてそれを押収した、そして本当の拳銃に改造されたというものが三十数丁ということにございまして、私どもの目にとまらないものがどのくらいあるかということ、これはもう把握できないというふうなことでございます。そういう意味での手抜きの問題もあるということにございします。

さらには、もう一つは販売の問題がございします。いま製造についてだけのことを自主規制がなされておるわけにございますけれども、販売というところでもやはりそれが行われなければ、どこからでも販売店に入っていくことが可能である。

さらには、これはかなりの勘ぐりになるかもしれないけれども、いわゆるS mマークづけでないものをいつ生産して、つくり出してそして出しても、それは現在のものなのか、S m基準ができてからできたものなのか、あるいはできない前からあったものなのか、それは全然見当がつかないというふうな大きな抜け穴にもなるのではないかといいこと。そして、現に販売店等においては、自主規制が行われたという以後においてもやはりS mマークのついていないものがどんどん出回っておるといふ実態もあるわけにございます。

そういうことをトータルして判断いたしますと、やはり自主規制というものの限界がある。そのためにはいま申し上げたような総理府令である枠をつくつて、そしてその中でさらに各業者がもっとよいものをつくるなり、あるいはその枠内の自主規制の効果がよりその枠があることによつて促進されていく、しかも、実際に販売をやつておられても、ほかのアウトサイダーがやがて別なものを売り出すんじゃないかという危惧の念から救われて、そして安心して生産活動に入つていくというふうなこと、あれこれ勘案いたしまして、私どもは今回この法律改正というものが必要である、こう判断いたしましたわけにございます。

○阿部憲一君 現在市販されているモデルガン、ずいぶんたくさん種類もあると思ひますが、いままでどのような種類がどんなふうに改造されているか、わかりやすく説明していただきたいと思ひます。さらに、これから総理府令としてどのようにこれを規制していくかということを考えておられるのか、種類別にひとつ具体的に説明していただきたいと思います。

○説明員(柳館栄君) 具体的な改造例につきましては先ほど申し上げましたようなことでございまして、この回転式については、S mの内蔵もこれを切り落として、そしてこちらからたき出してそしてパイプを入れるというやり方でございします。

それから、こういう中折れ式の場合であります、これを別なものに取りかえてしまふというだけであらうございします。

それから、こういう自動式の場合には中がこうなつておるわけにございますけれども、これを別なもので自分でつくり出す。こういうものをつくり出すということは、ちよつとした、何といたしまさか、旋盤技術といひますか、そういうものがあるかと可能なんだそうにございします。私、専門家はありませぬのでよくわかりませんが、技術者の話によりますと、かなり容易にこういうものはできるというにございします。

それから、先ほど申し上げました、ここに超硬材といふものを鑄込んであるわけにございしても、それを高速度カッターで切つてしまふ。これはすぐすうつという感じが取れるそうにございします。

そういう改造があつたわけにございします。それで、これに対して現在総理府令の内容として考えておりますのは、この回転式につきましては先ほど御説明申し上げたようなやり方を考えております。

それから、自動式につきましては、けさほとんど触れましたけれども、二つのタイプがございまして、これが離れるものと、それから全然銃身とこれとが一体になつておるものがあるわけにございします。それで、銃身とフレームとが一体になつておる、あそこに出ておるようなタイプでございします。

こういうタイプでございしますけれども、これはこの部分を、これ全体は取り外しできるわけにございしますけれども、これをもう一遍こういうふうにはめまして考えてみますと、この中にやはり先ほどの回転式の場合と同じように、ぎざぎざのついたものと、それにその中にさらに超硬合金を入れるという方法でやりますと、回転式の場合と同じように改造防止ができる。しかも、こういう形のもを新たにつくり出すというものは、これは並みの技術ではとてもできないというのがある、あるいは技術者の判断でございします。こういうやり方を考えておるわけにございします。

いまのはルガータイプと私も通称で呼んでおるわけにございしますけれども、次、ラーマタイプでございします。実はこれに一番頭を痛めておるわけにございしますけれども、これにつきましては、やはりこの部分は取り出しますとこういうものなでございします。したがって、これには一応同じような措置をさせる。しかし、これ自体がかなり容易につくり出すことができるという難点があるわけにございします。そこで、ここにこういうまた、先ほど申し上げたこれにございしますけれども、こういうところに超硬材のインサートを入れ込む。そしてこれを入れ込んでさらに改造されたというところがございします。このところのこの部分を非常に薄くしてしまふ。そしてしかも、これがきちつといふは一体のものとしてつくられてあるわけにございします。そうではなしに、これが張り合わせのような形になるようにして、そしてこれが本当に銃に弾を込めて撃つた場合は自分自身が危くなるということになれば、私どもはかなり防止効果が出てくるんじゃないか、こういうぐあいに考えておるわけにございします。

しかしながら、これについては私どもまだ少しの不安がないではありませぬので、いまのところはそう考えておりますけれども、もっと有効な方法が出てまいりますればさらにそれを取り入れてまいりたい、こういうぐあいに考えておるわけにございします。

○阿部憲一君 いろいろ具体的に御説明願つたわけにございしますけれども、このいまの総理府令でもって規制された場合に、いわゆるマニアにどんなような影響を及ぼしますか。

○説明員(柳館栄君) マニアには私は何らの影響もないと考えております。つまり、従前のS mタイプと挿入方法が少し違ふとか、あるいは若干肉が薄くなるといったような程度のことでございします。で、いわゆるおもちゃとしての機能そのものには従前と変わるところがないわけにございします。そういう意味ではほとんど影響はないだろうと考えております。

○阿部憲一君　そうすると、今度の総理府令の改造によりすればマニアには影響はないんだと、おもちゃとしては十二分に機能がある。ただ、被害を受けるのは改造した人だけだと、こういうふうに考えていいんですね、了解して。

○説明員(柳館栄吉)　製造者には、型の一部のつくり変えをお願いをするというふうな意味において若干の御負担はかかるかと思ひます。しかしながら、マニアについてはいま申し上げたとおりでございます。したがって、改造しようと思ひている人間に本来の目的に一番大きな効果を發揮していくものであると考えておる次第でございます。

○阿部憲一君　いまの、改造しようとするくらゐにいる者に対して非常に効果があるということは結構なことだと思ひますけれども、いま触れられた業者方に対する影響ですね。これはやはりそう簡単ではないのじゃないかと私考へます。すけれども、どちらかというと、これから始めるんじゃないかと、いままでずっと長年、先ほど申し上げましたように努力され、そして自主規制に取り組んできた業者の方が、いままでの行政指導によって努力を確かに払ってきたと思ひますけれども、アウトサイダーは別といたしまして、そういうふうな方々に今度の総理府令によって犠牲性ですか、努力がある程度報いられないでむしろ逆に犠牲がふえる、負担がふえるというふうなことになるかと、非常に私はお気の毒にも思ひますし、残念なことだと思ひますので、この辺についてはどの点の御配慮をなさっているか伺いたいと思ひます。

○説明員(柳館栄吉)　私もお説ももつともだと思ひておるわけでございます。したがういまして、ラーマ式につきましては、一挙に最高の防犯措置を講ずるというふうなことを、少し時間をかけてもいいのではないかと、少くも時間をかけて、先ほど私が、現在考へておるのはいくつかでございます。しかしながら、それをやはりそれでもなお改造されるものが出てくるということになつ

ても、なお業者の負担ということに重点を置くがゆえにそれを放置しておくというところは、これはまた国民全体の安全という観点から考へますとやはり適當ではないのではないかと、そういううまいに考へておるわけでございます。

そういたしますと、やはりその間の業者の、何といひましようか、ある時間のスタンスを考へながら、その中でやはりお互いに協力して最も防犯効果のあるものに近づけていくという必要はあると考へ、そういう考へ方で今回の案を考へておるわけでございます。

○阿部憲一君　ちょうど長官お見えですから、最後に長官の御意見を伺いたいと思ひますが、今度のこの改正によりまして、それが目的とする暴力団側への利用というものの道を抑え得ると思ひますけれども、先ほどいろいろお話しありましたし、また、いままでも相当努力されて規制を加えてきたわけでございますけれども、最終的に今度はⅡ型までつくって実施に踏み切ろうと、こういうことでございまして、当局の御努力もわかりまするけれども、これによって暴力団に対してどのぐらいの影響を与えることができるかというふうな考へと、それからこれはまあ一応抜きにしまして、今後の暴力団対策というもののについてのお考へを承りまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(浅沼清太郎君)　暴力団の問題は、社会の底流の中で組織を持ちまして犯罪を犯すという意味で、非常に悪性の強い犯罪集団だということとございまして、警察としましては全力を挙げて従来も取り締まりをしてまいっております。したがういまして、昭和三十八年ごろが大体勢力のピークでございまして、そのころから見ますと数的にはまあ半分ぐらいになっております。しかし、先ほど申し上げましたように、広域的な大規模の暴力団というものは依然として勢力をむしろ強めてきておるというところで、私どもは最近も、一昨年の終わりのころ以来第三次頂上作戦ということ

それからなるべく多数の犯罪者を検挙するというところで、五十一年、五十二年はそれぞれ暴力団員の五万人以上を毎年検挙してまいっております。ただ、やはり資金源をめぐる争ひ、あるいは暴力団がいまのように非常に組織が大きくなつておりますので、その中で跡目相統とかいうようなこと

の争ひ、そういう勢力争ひによりまして非常に対立抗争事件がふえまして、それにいまの改造拳銃なり密輸拳銃を使つて犯罪を犯すという傾向がこの数年非常に強まつてきております。したがういまして、私どもとしては何とかこれに歯どめをかけ

る意味で、この拳銃規制、銃器の規制をお願いしたい。したがういまして、私どもは言うなれば暴力団に流れ懸用されるであろう拳銃を抑えるという最小限度の取り締まり、規制をお願いをしておるわけでありまして、これによりまして、現在このところ非常に拳銃を使う傾向がふえておりますけれども、これには大きな効果をもたらす。これらの対立抗争事件なりあるいは拳銃を使用しての犯罪には非常に大きな打撃を与えることができる。またこういう法律の改正をしていただいたことを背景にしまして、一層警察も全力を挙げまして暴力団の取り締まりにさらに一層の努力をいたしたいと、このように考へておるところでございます。

○阿部憲一君　ちょっと長官、ついでですけれども、暴力団に対するお見通しとか何とか、いまのような半減された、しかし組織としては強大化されたというふうな経路をたどつてまいりましたけれども、これからそれじゃ五年先、十年先についてのお見通しというふうなものについて御意見を承ればと思ひますが。

○政府委員(浅沼清太郎君)　私どもの暴力団取り締まりの最終的な目標は、暴力団を一掃する、根絶するというところであります。先ほど申し上げたようにまず首領級を検挙する、なるべく多くの組員を検挙する、それから彼らに不正な資金源になつておるその資金源を取り締まる。たとえば警察で相当資金源取り締まりをしておりますが、不

法な資金源もありますが、表面的に合法を装つてそして資金を獲得している面もあります。非常に巧妙でございます。したがういまして、私どもは警察でもやりますが、警察で検挙した事件について税務署の方に通報いたしまして、非常に変な話ですけれども、税金で、私はやはり資金源犯罪は経済的にダメージを与えませんか、ちょっと懸念ぐ

らいではあんまりこたえないという面もありますので、そういうあらゆる面ですばり資金源も封殺していくということで、終局的にはこれを根絶するということでございます。けれども、何といひますか、非常に社会に根を張つた集団でもありま

すし、それから先ほど申し上げたように、五十一年、五十年、五万人以上検挙しておりますけれども、刑を終つたり釈放されて出た者の大部分がまたもとの暴力団に帰つていくというふうな点も見受けられます。また資金源を見ますと、非常に企業に食い込む、金融業に食い込む。たとえば最近の総会屋などを見ますと、四、五年前の四、五倍に数はふえております。しかもふえたのは皆もうほとんど暴力団と言つていいわけです。したがういまして、これらに相当な裏の方からの金がありまして渡つておる。われわれも事件で相当検挙しておりますけれども、それはやはりその一部であるというふうなことで、何といひますか、彼らの資金がやはり完全に警察の力だけで断つてないという面があります。そういうふうないろいろな状況がありま

すので、この数年のうちに、われわれが念願としておるように暴力団をこの社会から一掃できる、一掃する勢いで、そういう決意で取り締まりに当たつておることは、全警察官そういう気持ちでございまして、何といひますか、ねばり強く、幾ら時間がかかってもとにかくこれはしんぼう比べといひますか、時間のかかる問題だと思ひますけれども、この犯罪集団の解体あるいは根絶ということに向けて努力をしてまいりたい。まあこの数年で直ちになくなるというふうにはなかなか考へられませんが、とにかく全力を挙げて努力をしてまいりたい。これからの治

という安ものと考えますと、やはりその大きな一つのがんという問題が暴力団であるというふうには私どもは考えておる次第でございます。

○神谷信之助君 前回は、公安委員長に対して総論的な問題について、短時間でありましたがお伺いいたしました。したがって、きょうは若干具体的な諸問題について見解を聞いていきたいというふうに思います。

まず一つは、模造拳銃と模範拳銃との関係の問題です。この模造拳銃と今度新しく加えられた模範拳銃という概念、この比較ですが、社会的に言うならばどちらが危険だろうかという問題です。たとえば撃発部分がないものでも、色が黒くて、そして拳銃に似ているもの、これは模造拳銃ということになる。これに比べたら、改造が可能な模範拳銃の方がはるかに危険度が高いというように言えるのではないかとこのように思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○説明員(柳館栄君) まあその危険というものをどう見るかということだと思います。いわゆる模範拳銃の場合には恐怖心を起こさず、つまり本物であると思わせることによって恐怖心を起こさせるといふところに、模造拳銃でございませう。そういう社会法益というものを保護しようというところにはねらいがあるわけでございます。しかしながら、いわゆる模範銃器の方は、これはそのもの自体ではまだ危険はない。しかしながら一たん改造されるとこれは非常に大きな危険があると、こういう性質の危険であると思うわけでありませう。したがって、両者の危険の質が違つておるわけございまして、これを量的に比較するといふことは、これは至難なわざだと思つておるわけですが、常識として考えた場合には、やはりそれが改造されるということと結びつけた場合には、そちらの方が高からうかなという感じはいたす次第でございます。

○神谷信之助君 四十六年の改正で、模造拳銃です、これは、形態について規制をした。今度は改造の事件がふえたので、構造の規制をする

と。そして模範拳銃という概念ができてきたというわけですね。そしてどちらも危険と言えおっしゃるようになりますが、人命にかかわる問題とすれば、改造可能なものが改造されればこれは殺傷力を持つ、したがって一層危険であらうということ、そこでそういう状況の中で、模造の方は単に所持するだけでいけないと、携帯をすることが禁止されておる、こういうわけですね。片一方の方は販売目的の場合に限定をされておる。この辺については、一体いまの危険度との関連ではどういふふうに理解をしておられますか。

○説明員(柳館栄君) おっしゃる通りに、一方は、模造拳銃の場合には危険感がやや少し社会的に軽いんじゃないか。そういう反面、模造拳銃は、また同時にだれでもがすぐ犯罪の用に供し得る、そういう別な意味での危険頻度があるわけでございます。つまり使用の頻度があります。しかしながら模範銃器の場合には、それを一遍改造するといふ、そういう作業が入ってくるということ、若干そこに余裕を置いてもいいのではなからうか、こう考えたわけでございます。もちろん私も案をつくる段階においても、所持そのものを禁止、つまり模造拳銃と同じようにという議論をする方もございました。しかし、トータルとして考えてみると、もうすでにたくさんそれが行き渡つておるといふこと、それから模造拳銃の場合であれば、自分で着色しなくても、それを従前のようには持ち得るといふ、その法律の経過措置の点から考えましても、比較的経過に対応できる経過を持っています。しかしながら模範銃器の方には、自分で改造防止措置を講ずるといふような、自分で所持者がみずから改造防止措置を講ずるといふようなことが技術的にむずかしいという点もあるわけでございます。そういうことを全般に判断いたしました。もう一つ忘れておりましたけれども、普通の使い方をいたしておりますと、模範銃器の場合には、はたらかしておきまして三年ぐらいいとおむね腐敗したりなんかしてしまふというようないふこともありましたので、そういう点

等も総合的に勘案いたしましたして、一番必要なことは改造可能な銃が大量に回り出さない、社会に拡散されないかないという、そのところを押さえたいということが最も必要なことではないか、こういうぐあいに考えまして、先生のおっしゃるような刑罰の差と言いましうか、そういうたものが、そういう量刑と言いますか、法定刑についてそういうものとして考えた次第でございます。

○神谷信之助君 そうすると、もう一遍聞きますが、模造拳銃というものは、これは恐怖心を与えるという程度のものであるから、したがって、それについては販売は禁止をしないといふことですか。携帯は禁止をしないけれども販売はいいということになっておるのですか。

○説明員(柳館栄君) 模造拳銃の場合は所持の禁止でございます。所持といふのは、販売するのために所持しておつてもあるいは製造した結果所持している場合も、これすべて所持でございます。したがって販売しあるいは製造しても、やはり違反といふことになるわけでございます。

○神谷信之助君 ちょっと意味がわからぬようになりまして。携帯してはならない。前のなにいいますと二十二条の三ですね。それがそのままだと二十二条の四になつたわけでしょう。模造拳銃の場合、これは着色をしないもの、それから詰めていないもの、これは——それは販売も何もしない、してはならないということになっておるのですか。

○説明員(柳館栄君) ちょっと私の説明が回りくどかつたかと思ひますけれども、二十二条の二は、販売してもいけないし、製造してもいけないといふことでございます。さらにまた所持してもいけないといふことでございます。

○神谷信之助君 もとの二十二条の二。

○説明員(柳館栄君) 模造拳銃の場合です。所持といふのは全体を引くくめてすべてに当てはまる概念。つまり、販売のために所持する、それから製造した結果所持している場合でも、全部所持

というものはどこかの段階にくつつくわけでございます。そういう意味で、所持が押さえられてゐるからすべてが押さえられる、こういうことでございます。

○神谷信之助君 そうすると、もう一遍聞きますが、模造拳銃の方は販売も含めて一切がいかにいふことですね。今度は模範拳銃の場合は、販売についてのみ禁止をすると、こういう趣旨だということですね。はい、わかりました。

それから次の問題ですが、次は改造と製造との関係なんですが、改造と製造あるいは密造、これについてひとつ概念を説明してください。

○説明員(柳館栄君) 改造と私どもが申し上げておきますのは、これはいわば通称でございます。そして、その通称の定義は、拳銃で申し上げますと、撃発装置を利用して銃につくりかえらることを私どもは改造と、こう呼んでおるわけでございます。

また製造と言ひますのは、銃をつくり出すことでございます。つまり出すには、たとえば一部モデルガンを利用してつくる場合もありましようし、あるいは全く新しくつくる場合もありましよう。そのいずれもが製造でございます。したがって、法律的に評価いたしますと、製造あるいは、密造もそうでございますけれども、製造、密造、改造、それは法律上すべて同じ概念でございます。

○神谷信之助君 そうすると、改造されたモデルガンは、改造された時点でモデルガンではなくなつて、それは製造された銃ということになるというように。

○説明員(柳館栄君) そのとおりでございます。○神谷信之助君 それで、その次、総理府令で規制する改造の範囲ですね、あるいは限界と言ひますか、これは先ほどの話では、金属製であることと形態が類似していることと、それから撃発装置を持つていふこと、この三つを超えることができない、それが限界だといふように、もう一遍確認をしていいですか。

○説明員(柳館榮君) 先生がたたいまお挙げになりました三つの条件、それに該当しないものはすべて規制の対象外でございませう。その三つの要件を満たしたものが規制の対象になって、そしてそれに対して総理府令に定める基準のものを措置しなければならぬ、こういうことになっております。

○神谷信之助君 ですから、私は逆に聞いているのですが、総理府令で定める内容というのはこの三つの基準をあるいは範囲を超えることはできないと。

○説明員(柳館榮君) そのとおりでございます。

○神谷信之助君 そこでもう一つの問題は、「類似する形態」ですがね。ほかの概念、たとえば金属でつくられているというの、これはもうはっきりしますから、金属は金属で、金属以外のものに規制をするというのではできないだろう、これははっきりしますね。それから壁紙に相当する装飾、これも、それがなくなればこの外ですからはっきりすると、残るのは「類似する形態」なんです。この類似する形態というところで、その規制が、どの程度までが類似でどの程度以上は類似でなくなると。逆に言うと、愛好家にとっては形態の類似というのは愛好の対象の非常に重要な内容になりますから、そういう意味でお聞きをしますが、その辺の考え、規制といいますが、限界といいますが、その辺はどのようにお考えですか。

○説明員(柳館榮君) 類似といいますが、本物に非常に似ているということとでとらえていただいて結構でございます。これを厳密に概念上はつきりさせようというところは恐らくなかなかむずかしいと。やっぱり最後は常識的に大要似ているかどうかというところになるかと思ひます。また、そのように運用してまいりたいと考えております。

○神谷信之助君 具体的に聞きまして、改造を困難にするためにいろいろ検討の過程の中で出てきた一つの意見ではないかと思ひますけれども、たとえば銃身の中心部とそれから薬室の中心部と食い違いさせるようにする、こういう形態

にすれば、実際に今度は本物の銃とは、二階建てのような感じの形態が出てきたりしますと、これは類似という形態の範囲を超えるものではないかというように思ひますが、その辺はいかがですか。

○説明員(柳館榮君) 類似という概念は、形態的な概念として私もとらえておりますので、いまおっしゃる通りに、中心線が三ミリずれていたり四ミリずれていたりとかいったようなことが仮にありまして、やはりそれは類似する形態というぐあいに考えるべきだと思ひます。

○神谷信之助君 類似する形態だと。

○説明員(柳館榮君) はい。

○神谷信之助君 いや、その中心線が一致しないという状況でも全体の形態としては本物と形が変わらない。しかし、それが場合によっては変わらなざるなりぬ場合もあります。だから、その場合は形態は変わらぬというところと理解をしたいと思いますか、いまの点は。

○説明員(柳館榮君) そのとおりでございます。

○神谷信之助君 この法案ができて、成立をして、総理府令の作成にかかると思ひます。これ六カ月以内になつていきますから、ですが、大体めどとしてはいつごろをお考えになつていきますか。

○説明員(柳館榮君) ちょっと御質問の趣旨をもう一度、大変申しわけございませぬけれども。

○神谷信之助君 総理府令の作成、施行といいますが、これは大体いつごろをめどにされていきますか。

○政府委員(吉田六郎君) 現在大体の基本的な考え方はまとまつておりますので、念のために業界の意見を聞いて、それで余り問題がないというところであればできるだけ早くつくりたい、かように思ひます。

○神谷信之助君 ということは、六カ月を待たずにお考えと理解していいですか。

○政府委員(吉田六郎君) さようでございます。

が、業界の意見をあくまでも聞いた上で時期も決めたというふうな考え方を持っております。

○神谷信之助君 そうすると、総理府令の内容の詰めにあつては業界の意見は十分尊重して、その納得の上でやっていきたいというお考えであるとお承つてよろしいですか。

○政府委員(吉田六郎君) これまでの自主規制の経緯もございませう、そのように考えてまいりたいと存じております。

○神谷信之助君 そこでさらに伺ひますが、改造の方の技術もまた進んでいきますね。そうしますと、将来、一年後か二年後か知りませんが、さらに総理府令の内容を再改正しなざるなりぬということも予想されます。そうだろうと思ひますね。ですから、その場合はどうしようにされるおつもりですか。

○説明員(柳館榮君) まあ、機種によつては私どもかなり改造されないのじやないかと考えて十分すけれども、先生のおっしゃるようなことが十分あり得ると思ひます。特にライマ式なんかについてはそうだと思います。その場合に、やはり放置しておくわけにはいきませんので、総理府令を改定していくというところは当然私どもの義務であると考えておるわけでございます。ただし、その変え方の時期、これが、やはり業界が対応できるような間を考えたがら変えていくということでは、これはばいぬと、そういうぐあいに考えております。

○神谷信之助君 そうしますと、総理府令を改正しなざるなりぬときには業界の実態あるいは意見も十分聞いて、そしてそれに対応できる条件も考えてやっていきたいということですね。

それじゃ長官、いかがですかね。そういう点の改正法の中で、この間、前回、私は三つの形態、条件だけではない、もう少し総理府令の中で準備をされている基本的な部分、たとえば鋼材の問題とかいろいろな問題については大体一致をするぐらゐ明記をしたらどうかというのを申し上げておつたのですが、そういう意見を聴取する

という立場をお持ちでしたら、そのことを法文上も明記をするというお考えはございませぬか。

○政府委員(浅沼清太郎君) 十分に業界の意見を聴しながら判断していくというところはかねて申し上げておる通りでございますが、また、そのことは御審議の過程でも十分に明らかにされておるところだと思ひます。したがって、現在、法文にそれを書くという考えは持っておりませぬ。

○神谷信之助君 再々答弁ではそのことは強調されているんですけれども、私もその点が、ほかのいろいろな法律の中でも、審議会をつくつて審議会の意見を聞くとか、いろいろな意味では、単に業者の方だけでなしに愛好家を含め、あるいは各層の有識者の意見も聞きながら、これは憲法上の規定もあるわけですから、それとの関係も慎重にしながらそういうものをしていくという態度を法文上明確にしたらどうかという気持ち、意見を持っておりますが、この点も考慮の余地はございませぬか。

○政府委員(浅沼清太郎君) この改正によりまして、先ほどのお話のように三つの条件、しかも著しく改造ができないというように点で縛つておりますので、また現実の運営としては、これはもう重ねて申し上げておるのとおりで運用で、またそういう業界の意見を聞き、対応を十分考えながらやるということでも実効も上がるわけでございますから、そういうことをまた明記をするという点の必要はないのじやないかというふうに考えております。

○神谷信之助君 その辺は、若干私も不満とするところなんです。法文上仮にできなくとも、これは総理府令をおつくりになるわけですから、その中に加えるとか、いろいろな方法は考えられるんじゃないかと私は思ひますが、この辺、ひとつ検討していただきたいと思ひます。

それから、その次の問題に移りますが、次は罰則強化の問題なんです。これは前回参考人の意見

を聞きましただけに、吉川参考人の方から問題の提起がありました。

まずお伺いしたいのは、罰則強化の意図ですが、これは改定による犯罪の増加、これを防止をするという問題と、それからもう一つは、麻薬等の関係の罰則との均衡を保つという、この二つではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○政府委員(吉田六郎君) 罰則の引き上げは、最近暴力団等による拳銃等の密輸入、不法所持犯が急激に増加している。また、白昼、市街地において堂々と撃ち合いが行われるというようなことから、国民生活の安全に大きな脅威を及ぼしている、そういう実情に対処するために、行方というものがその趣旨でございます。御指摘のように、行政犯のうち、拳銃等と同様に国民生活の安全に大きな脅威を与えるものの一つに麻薬に関する違反がございます。また、私も再々申し上げておりますように、治安の根幹をなすものは麻薬、覚せい剤などの取り締まり、それから拳銃などに対します厳しい規制というものが治安の根幹にあるというように考えておまして、これらの危険性にかんがみまして、拳銃は決して麻薬に劣らない危険性があるというように判断いたしておりますので、法務省あるいは法制局とも十分協議の上、法定刑を麻薬、覚せい剤並みに――まあ覚せい剤よりやや弱い点もございまして、大体それに並びというところで考えたわけでございます。御承知のように、覚せい剤の場合は、末端の消費者になりますと実は国民の大衆の中に入り込んでおまして、実は余り処罰はきつなくてもいいのじゃないかと思われるような人もうっかり持つというところがございます。しかし、拳銃について見ますと、これはほとんどが暴力団であつて、一般の関係者には余り関係がないという面もございまして、今回この程度の引き上げは妥当なものというふうに私は考えておる次第でございます。

○神谷信之助君 一般的に言つて、罰則の強化と

いうものは犯罪防止に一定の効果をもたらすというところ、これは私も事実でございます。否定的にはないのですが、特に銃刀法の関係の犯罪防止上、今日まで罰則強化がなされた面もあると思ひますが、それらが具体的にどの様な効果をもたらしているか、この辺についてはいかがでしょうか。

○政府委員(吉田六郎君) 四十一年の法改正によりまして、拳銃等密輸入罪の新設をいたしております。また、拳銃等不法所持罪の罰則を若干引き上げを行つております。この関係からだと思ひますが、四十一年に押収した拳銃数も大変多く、また出所先が密輸入であるというものも大変多かつたわけでございますが、四十一年、四十二年、四十三年と急速にこういう件数が減つておる事実がございます。

○神谷信之助君 もう一つ見ますと、犯罪白書の五十二年版ですが、これを見ますと、一九七五年の殺人事件といふことが、殺人罪における殺害手段についての資料が載つております。総数千八百六十四件中、模造拳銃と刀剣類は〇・五%、もちろんこれは改定された銃砲の部類に入るわけですが、銃砲による殺人罪は五・三%、このうちに真正と改造のもの、これが含まれておるわけであります。この中で一番やばいのは、逆に刃物四六・七%が殺人罪における殺害手段として用いられておるわけですね。こういう実例があるわけですね。

そこで私は、だから少ないから、別に大したことはないから罰則を何も強くなる必要はないという意味で申し上げたのではないのですが、この点はしかし、罰則を強化する上では考慮をしなければならぬ一つの条件ではある、こういうふうに思ふのです。今回皆さんの方でお考えになつておる改定案による犯罪について、罰則を強化することによってその心理的圧力を強めて一定の予防効果を期待するということについては、私も否定はいたしません。肯定をするところであり、また問題は、御承知のように、法学者の中に

あるいは一般の有識者の中にも、いわゆる重罰主義について、刑事政策上問題があるという御意見というものは相当あるというふうに思ふのです。重罰主義によるものではなしに、犯罪の温床への総合的な政策あるいは犯罪者に対する実効ある更生政策、こういうものを基本にすべきだという意見があると思ふのです。この点から言つて罰則の強化という今回の考え方との問題ですね、皆さんの方はどういうふうにお考えか、御見解をお聞かせしたいと思います。

○説明員(柳館栄君) 確かに刑罰を少し軽くする方向にいかうではないかというのが刑法学会その他にあることは私も承知いたしております。ただ、一般のたといは傷害であるとか、暴行であるとか、そういったようなものはだれでもが非常によくやむを得ざる事情でひつと起こすことがあり得る、何と申しましようか、非常に国民全般がかかる可能性のあるものが刑法の場合には多いと思ふのでございまして。しかしながら、拳銃という完全禁止されたもの、あるいは機銃といったような人の殺傷目的以外何ものでもないという、そういうものを所持するといふ者は、もう初めからそういう誤つてとか何となくということではなしに、その気になつて持つておるほんの少数、わずかな部分の人間だといふふうに考えるわけでございます。しかも、そのわずかの人間はそれが相当な刑罰をもつて臨まなければならぬし、もうない。かつまた、その社会に流す影響力というものは非常に大きいといふような観点から判断いたしますと、私は拳銃の場合には十年という刑罰が適当であるといふぐあいに考えておるわけでござい

○神谷信之助君 これは先般の参考人の意見の陳述のときにもありましたけれども、刑法の殺人予備罪が二年以下、傷害罪にしても十年以下、いわゆる傷害行為が起つて、傷害という犯罪行為を犯した者でも十年以下である。ところが拳銃は、もちろんいまだおっしゃる通りに、その目的は殺傷あるいは威嚇、それらが含まれると思ひますけれども、とにかく犯罪行為をする以外に所持をするわけはないとおっしゃつておられます。ところが殺人予備罪の場合も、殺人予備といふのは殺人を計画をし、準備をしておるわけですから、この場合殺人という明白な目的があります。それから拳銃等を所持しているといふのは、殺人である場合もあるし、単に脅迫の手段として携帯しておるという場合もあるかもしれぬ、あるいは、口実だと言へばそれまでですが、一定の護身の意味から持つておるんだという、そういう主張も成り立ち得る内容でしょう。ですから、持つておること自体はまだ犯罪行為を犯してない。もちろん拳銃等の所持自身が禁止されておるから、持つておること自身が犯罪行為であるという行為がまだ起こつていない段階ですね、言うなれば予備的な状態。そういう状態を十年以下というのは、そういう意味では比較して見ても、穏当といひますか、妥当性を欠くのではないかと意見が出ていますね。この辺についてはいかがですか。

○説明員(柳館栄君) 殺人の予備といふのは、これはいろんな方法があるかと思ふわけですが、これは毒を盛る場合もあるでしょうし、あるいは石を持つて、石で殺してやろうと思ふこともあるかもしれません。そういう意味でいふ方法があるかと思ふのですけれども、そういう予備罪自体が、まあ二年で適当なのかどうかというところが、他のたとえば窃盗であれば十年でございまして、万引きでも十年、しかしながら人間を殺そうとして二年だと、この刑の均衡はどういう観点からどういふぐあいに判断すべきかというふうな非常にむずかしい問題があるかと思ふわけでございます。まあ仮に殺人予備と比較すると二年といふことでおかしなけれども、窃盗と比較した場合は十年といふようなことになりまして、別に、先生のお出しになつたのは極端な場合と申し上げておるわけでは決してございませぬけれども、その比較をする対象の選び方によつて、

多少の奇妙感といいますが、そういうものは出てまいるかという感じは私もいたす次第でございます。しかしながら、先ほど申し上げたように、筆銃あるいは麻薬といったようなものは、いかなる国においても相当禁圧的な、まあ筆銃の場合、ちょっとよその国の場合は違いますが、禁制品に対しては禁圧的な刑罰をもって臨むというところでないといふ実効が上らないというのが、私も長い、まあ大げさに言えば人類の経験じゃないだろうかと思うわけでございます。そういう観点から見まして、今回の筆銃のこのくらいの引き上げは、麻薬、覚せいと比較するのがむしろ妥当な考え方であると思っております。

○神谷信之助君　まあ提案をされている側ですから、妥当だと言わざるを得ない、いやおかしとおっしゃれば提案自身が根拠を失うわけですから、そういう点はわかりますが、ただ、重罰主義は刑事政策上あるいは問題があるというそういう見解に従えば、こういう特別立法で罰則を強化をするという自身、この数年來問題になっている刑法の改正へ向かつての一定の影響を与えるのではないかと、こういう危惧というのは、この面から一つは避けることができない問題じゃないかというようにも思います。このこと自身問題についても、これは参考人もおっしゃっていました、これが絶対的な量刑だというふうなそういう基準はありませんから、したがって比較考量しなければならぬ。また同時に、日本の社会通念といいますが、社会感情、国民感情というものも無視することはできませんから、この辺は十分に私も慎重に検討する必要があると思っておりますが、ただ、この辺はやっぱり罰則の強化を考へるに十分の立場の側からしても、そういう面での考慮というのは十分に検討してしかるべきではないか、また当然検討されているだろうと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょう。

○政府委員(吉田六郎君)　御指摘のようないろいろな議論が私らの内部にもございましたし、また

罰則の引き上げにつきましては、それを所管いたします法務省ともいろいろ議論を闘わしたところでございます。確かに御指摘のように、刑法改正草案、これとの並びの問題もござります。それからいろいろ議論は尽くされました。しかし、やはり両省庁とも意見が一致しましたのは、この際、麻薬、覚せい剤、これと並びがやはり妥当だろう、そういう結論に達したのでございまして、それ以外の要素ももちろん検討いたしましたけれども、結論としてはそこに落ちついた次第でございます。

○神谷信之助君　まあ刑法上の量刑の強化、罰則の強化を法務省自身もいろいろ議論し、相当有力な意見になっていきますから、そこでの意見では、大体それは、そちらは抜きにしてこちらでということと一致するのは当然だと思ふんですね。その辺のところは私は若干まだ一つ問題ではないかというように思います。

それからその次の問題ですが、先ほどモデルガンの製造協同組合の設立の経過については、通産省からも説明がありました。これは当然警察庁の方、自主規制によつて所期の目的を達成するにこしたことはないわけですから、その点でもいろいろ御相談にも乗っておられたと思いますが、いかがでしょう。

○説明員(柳館栄君)　そのとおりでございます。

○神谷信之助君　そこで、製造の方について一つのそういう規制をする、しかし当然これは、先ほどもおっしゃっていますように、自主規制です。アウトサイダーがあつたり、あるいはS m形式のものが仮にできてもそれ以前のもので出回っているという状況がありますから、実際にその自主規制によつて所期の目的を達成しようとするば、販売面においても自主規制をするといいますが、自主的なそういう措置がでけないのかどうかというのを当然考へるのが至当ではないかと思うのですが、この点については警察庁はどういうお考えですか。

○説明員(柳館栄君)　私も、全く先生のおし

やるとおりだと思っております。そのための土俵が今回の法律によつてできるのではないかと考えております。

○神谷信之助君　それは警察庁が、そうすると販売の面の自主規制というのはいさういう取り締まり法をつくらないといけない。この取り締まり法の改正以前に、製造業者の方は協同組合をつくらせて、そして自主規制をしよう、そして警察庁の意見も聞いて、いろいろ苦労しながらS m IIの形式まで、回転式についてはほとんど改良困難であらうというところまで到達をする、そういう努力をしようという。しかし片一方販売の方は野放しです。これは、法の改正をせずとも自主規制でいこうという方向でいっているわけですね。そしてそれができればこれはいいことではないかということで、警察庁の方、法の改正を一時考へたけれども自主規制の方向をまずとつてみた。しかしこれは、販売の方、自主規制のことではないか、今回の法の改正を待つまでもなしに、そういう自主規制をやるような、販売業者の方の自主的なそういう組織といいますが、そういう組織化の方向とか、いろいろそういう問題については、どのようにお考えになったかということですか。

○説明員(柳館栄君)　製造並びに販売につきましても、製造と同じような考え方で、そういう自主的な組合なり何なりを育成していきたいと思っております。

○神谷信之助君　いや、思っているじゃないに、いままでどうだったか。思っておられたわけでしょう。

○説明員(柳館栄君)　いままでは積極的にそういう方面まで手が伸びておりませんでした。

○神谷信之助君　その辺が私はちょっと意外なんです。だから、製造する方については自主規制をやる、しかし、販売の方については自主規制がない。そして、先ほどこの法案を提出せざるを得ない一つの必然性といいますが、経過とし

て、アウトサイダーがおつて勝手なことをしてもそれは抑えられないし、業者の中には規定を外れた、基準外のものをつくっているものもできた、同時にもう一つは、いつつくられたのかわからぬと、それはしかし販売は自由にやられる、それが出回っていると、だから今度はこういうことをしますということなんです。しかし、製造業者についてそういう自主規制を援助し、また指導されてきたとすれば、販売業者についても、それをやらなければならぬわけであるということがはつきりしているんじゃないか。そのことについての努力をしないで、これをやるにはもう一足飛びに法の改正によつて取り締まる以外にはないというお考えには、若干私は飛躍があるんじゃないかというように思うのです。

そこで、通産省にお聞きしますが、製造業者については先ほどお話しになりましたが、この販売業者の面は一体どういふ状況になっておりますか、これについてお伺いしたいと思ひます。

○説明員(井上宣時君)　販売業者につきましても、必ずしも実態が明らかではないと思ひますが、おも、玩具を取り扱っております小売店の数というのが大体二万余りございます。それから卸屋さんがやつぱり三千くらいございまして、かなりそういった流通面というのは企業の数が非常に多いと思ひます。メーカーにつきましても先ほどお話があつたかと思ひますが、全部で九社とか十社とか、そういう程度でございますから、メーカー段階と販売段階でかなり実態が違つておると思ひます。

○神谷信之助君　通産省の方としては、メーカー側が協同組合をつくりましたが、この協同組合をつくる目的というのは、改造ガンが出回っていると、それに伴つて取り締まり法がつくられてそれが規制されるよりは、自主的に規制をしようというのが中心の目的で協同組合がつくられたのであらうと、そういう経過だと思ひます。そうしますと、その協同組合設立の目的から言ふならば、販売業者についてもそういうことを進めていかな

ければ、メーカー側の協同組合が幾らその点での規制ができてしましても、それだけでは片手落ちになつていく。それこそアウトサイダーは幾らでも野放しになりますね、販売業者は自由ですから。だからアウトサイダーをなくしていくという点を考えるならば、販売業者についてもそういう組織化を図り、そして製造メーカーの方も販売業者の方も、そういう点では社会的責任を自覚をして、そして社会的不安を増大するような危険なものはつくりたくないし、売らないと、こういう自主的な方向を進めなければならぬ、この点について通産省はどういうふうにお考えになっていきますか。

○説明員(井上宣時君) 販売業者につきましては、非常に数多く実際に多いわけでございますので、なかなかメーカーの段階のように、行政指導を行つて、そういった自主規制をやるということには非常にむずかしいのではないかと、いろいろ考へております。ただ、メーカー段階で自主規制が完全に行われれば、当然そういったS mマークをつけた商品しか出ないわけでございますから、それによって実質的には担保されることになるかと思ひますが、メーカー段階につきましても若干の問題があるわけございまして、そういった現在の自主規制を補完するといひますか、さらに補強するといひ意味では、やはり何らかの形で法的な規制ということはやむを得ないのではないかと、いろいろ考へております。

それから、特にこういったモデルガンのような安全規制といひますか、こういったものは自主規制だけではなかなかやりにくい面が若干あるかと思ひます。というのは、普通の消費者の安全問題といふことになりまして、消費者自身がより安全なものしか買わないといふことになりまして、そういった消費者からの間接的な強請を通じて、そういった安全な製品がより出回るようなことにならうと思ひわけでございますが、このモデルガンの場合は、必ずしも消費者の要求といふことで、こういった保安的な意味での安全性の確保といふものがなされていくわけございませぬ。

で、そういった市場、流通機構を通じての自主規制の担保といふものがなかなかやりにくいという面があるかと思ひます。

○神谷信之助君 やりにくいであらうということばかりですが、しかし、先ほどから他の同僚委員からも出てますように、自主規制でこの問題が解決されるならばそれにしたことはない、一番いい。警察庁の方も、それでできるならばそれにしたことはない。しかし、現実にはそれができなかつたとおっしゃる。しかし、できなかったとおっしゃるけれども、それなら自主規制でそれができるように最善の努力を警察庁なり、通産省がやつてこられたのかどうか。やつた上でどうしてだめですといふなら、それなりの一つの理屈が立つてきますね。しかしその辺が、私はいまお聞きをして、困難であつたらうと思ひます、確かに。しかし、やつてみて非常にこういう点で不備であり、困難であり、どうしても法改正を必要とするといふことになれば、それだけの、何といひますか、合意を得ることはよりスムーズにいひわけです。その辺の問題も今回の法改正に当たつての一つ大きい問題ではないかと思ひます。

それからその次の問題ですが、輸出についてはこの規制の対象外であるということになります。これは諸外国では拳銃そのものが公認されているといひますか、認められているところが多いわけですから、これは当然のことになりますね。しかし、それが今度は逆に輸入をされてそして改造されるという危険といふのは、そういう意味では、暴力団が入手してそして改造するといふ危険といふのは、どの点でチェックすることが可能になりますか。

○説明員(柳館栄君) おっしゃる通りに、輸出につきましても、今回の法律上若干の問題が残つていひます。ただ、そういう輸出につきまして特別な規制をしなかつた実態的な判断といひまして、外国までわざわざ行つてモデルガンを買つてくるというようないひ引き合はないんじやないかと、いわゆる引きがないんじやないかと、

と、こう考へておるわけでございます。しかし、将来実態的にそういうものが出てまいりましたならば、当然いつかの時点で考え直さなければいひかぬことがあるかと思ひます。

○神谷信之助君 おっしゃる通りに、外国では真正の拳銃も非常にわりあい安く手に入るんですね。ですから、本物の拳銃が手に入つて、それを密輸すればそれでいいということになります。しかし、密輸をする場合は危険を伴ひます。しかし、このモデルガンでしかも改造容易な可能なもの、しかも真正拳銃にほぼ近いものとか、そういうものはこれは持ち帰ることに危険は伴ひないわけですね。これはしたがって、いまおっしゃる通りに、引き合ひかどうかといふことで案外できるようなことは、そう簡単に私は予測できないいひではないかといひ面を持つわけですね。ですから、今度の法改正の目的が、特に暴力団が改造可能なモデルガンを入手して、そしてそれを改造して殺傷力を与へて犯罪行為に走るということを防ぐものであるとするならば、その面についてもやはり注意を払ふ必要があるんじやないかと思ひます。わけですが、この点、将来もしそういうことになればそうしますといふことにはすぎないわけですか。

○政府委員(吉田六郎君) そういう御指摘のような問題が若干残ることは私も当然考慮したわけでございますが、輸出そのものを抑えるといふことはやはり業界にかなりの打撃を与えることにもなりかねませんし、また、それでは模擬銃器を輸入だけを抑えるといふような立法をいたしますと、輸出はいひけれども輸入は悪いといひのは、やはりこの国際化の時代に必ずしも妥当ではなからうといふような感じもいたしますし、また先ほど保安課長から答弁申し上げましたとおり、そういう実態がそれほど多くはないんじやなからうかといふような予想もできますので、最小限の程度の法案でいひかなものかといふことで作成いたしました次第でございます。

○神谷信之助君 輸出の場合は、日本は拳銃及びそれに類似するもの、いわゆる模擬拳銃まで含めまして一切禁止をしていひわけですね。そして特定のもののしか許可をしてない、これも非常に厳しく制限をされていひわけですね。ですから、そういう状態ですから、国内でそれが頒布されるということは、それは当然禁止をするんだと。しかし、外国はそういひないんだから輸出はオーケーだ。しかし外国から入つてくる分については、これは真正銃が輸入される場合でも厳しく制限をするわけですね。ですから、こつそりと密輸といひやつが起る。模擬拳銃も真正銃に類似するものでしょう、改造される可能性のあるものとして、改造されれば銃だからこれは密輸問題としてとめることができるでしょう。しかし、改造以前の模擬拳銃ですね、これについても日本のそういう国内法規のたまえからいひてそれを制限することとが国際的にいひが悪いといひのは私はちよつと納得がいひかねわけですね、この辺はどうなんですか。

○政府委員(吉田六郎君) 御指摘の考へ方も私は一応妥当だといひ感じもいたします。しかし、実態が現在余り考へられないといひことございまして、今後そういうことで暴力団が海外へ行つて日本から輸出したものをまた逆にどんどん買つては国内に戻つてくるというやうな実態が把握できれば、またそういう時期に御判断を願うといひことにもなるかと思ひますが、現在それまでの必要性があるかどうか、若干の疑問がございまして、今回はこの程度で御審議をお願いいたした次第でございます。

○神谷信之助君 警察側の資料によりまして、拳銃等の密輸が最近増加をしてきていひわけですね。この点ですが、これは七六年の十月の十二日の朝日新聞の報道によりまして、警察の方が改造についてより規制を強化するといひ姿勢が見られたので、モデルガンの改造から密輸の方に重点を移したのではないかといひ記事が報道がされていひます。この辺についてはどのようにお考へですか。

○説明員(柳館榮君) 先生のおっしゃるような可能性は大にあると思います。したがって、密輸に対しては罰則を今度の法改正でお願いしています。倍にしたいと考えておるわけでございます。しかしながら、法律改正の罰則強化だけでは不十分なことはもちろんでございますので、現在大蔵の通関、関税局等々ともこういつたものに対する対策を検討いたしておりますし、また私どもの体制といたしまして、拳銃の密輸に対する体制の強化を図っておりますし、また図らなければならぬと考えておる次第でございます。

○神谷信之助君 昨年の六月に、広域暴力団の住吉連合の幹部がハワイから大量のピストルを密輸をした事件が発覚したと、これはラベン二十五口径自動拳銃など四百丁と言われておりますが、この捜査の結果について御報告をお願いしたい。また、押収した丁数はどのぐらいかあわせてお聞かせいただきたい。

○政府委員(鈴木貞敏君) いまの御質疑でございますが、これは昨年の二月でございますけれども、警視庁におきましてアメリカの密輸グループ約五名ぐらいのようでございますが、一昨年十一月ころから昨年三月ころにかけて、カリフォルニアあるいはハワイで仕入れた拳銃百六十丁ぐらゐを日本に密輸入しまして、これを暴力団の住吉連合江島一家という、こういった団体に所属する幹部ら九名が買い受けまして、稲川会であるとか、山口組であるとか、いわゆる広域暴力団、これに売りさばっていたというふうなことで検挙いたしまして、これは現在も引き続き捜査を行っております。

現在までの捜査状況でございますが、密輸されました拳銃は、アメリカの密輸グループが米国内の銃砲店で仕入れた拳銃百六十丁ぐらゐを、四回ぐらゐにわたりまして、ゴルフバッグ、この底をくりぬきまして、底に詰めて航空荷物として日本に持ち込むと、それで都内で暴力団員に密売しておつた、一丁二十万ぐらゐで売っている

というふうなことでございます。このうち、現在までに警視庁、神奈川、愛知、大阪、福岡、この五都府県におきまして五十二丁押収いたしております。なお、密輸されました拳銃の三分の二がまだ未発見ということでございますので、午前中申しましたように、どういうルートでどう渡つたか、この解明に関係府県が特捜班を編成しまして捜査をしておるといふふうなことでございます。

また、こういう国際的なつながりである拳銃の密輸事件でございますので、国際刑事課という課が一昨年設置されました、ICPO、そういったものの情報を通じて捜査官が当該外国に出張して、逮捕されておるその外国人から聞いたりなにかしながら情報を国際的に取りまとめ徹底的に追及すると、こういう構えでやっております次第でございます。

○神谷信之助君 いま話がありましたが、犯罪白書によりまして、最近ずっと拳銃等の密輸が増加をする、いわゆる法律の改正以前にずっとふえてきていますね。今回この法改正が成立すればこれはますますモデルガンの改造が困難になつてくる。したがって、一つの方法は密輸が一層増加をするであろうということが予想される。

それに対して、いまお話があったように、密輸に対してさらに一層強化をして国際的にも捜査を強めるということになりますね。そうすると、今度は残る最後の抜け穴というのは、輸出された改造可能な拳銃を持ち帰って来ると。これはまだ堂々と持ち帰ることが可能であろうという面も残されるという点で、私は今後の問題ではあるけれども、非常に心配をしているわけですね。この辺はひとついろいろな面からも御検討いただきたいというふうに思います。

それからもう一つお聞きしておきたいのは、モデルガンの材質は亜鉛合金で、そして使わずにおいておけば二、三年で腐食するというふうなものです。そうしますと、この仮に改造した場合の弾丸の発射能力ですね。これは一体どの程度の力を持っているものですか。

○説明員(柳館榮君) 私どもが実験したところによりますと、モデルガンの一番強いものとそれから真正拳銃の一番弱いものとがおおむね一致するというところでございます。モデルガンの一番強いものは、十二ミリの杉板でございますけれども、これを六枚貫通いたします。ところが、真正拳銃のやっぱ弱いものも六枚程度のものがございます。威力としてはそういうことでございます。

○神谷信之助君 しかし、材質の亜鉛合金というのは、融点が三百度ぐらゐでしたかね、低いですが、弾丸の発射の瞬間ですが、これのカロリーといいますが、温度というのは、非常に、三千度ぐらゐになりますか。ですから、何発ぐらゐでできるんです、あれ。一発あるいは二発ぐらゐまでは可能になるわけですか。あるいは、数発、十発も改造された場合には撃てるようになっていくんですか。その辺のところはいかがですか。

○説明員(柳館榮君) 実際に何発撃てるかという、連続発射をしましてやつたというふうなことはいたしておりませんけれども、改造の場合には鉄パイプが入りますので、したがって使おうと思えば相当使えるだろうと、こういうぐあいに思っております。

○神谷信之助君 それじゃこれで終わります。

○委員長(高橋邦雄君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(高橋邦雄君) 速記を起こしてください。

他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋邦雄君) 御異議ないと認めます。

暫時休憩いたします。

午後四時二十分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和五十二年五月十一日印刷

昭和五十二年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局